社会専門

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2019年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験

正答・解説集

（試験当日配布用）

※この正答・解説集は，複製，譲渡，電子記録媒体への記録・転載等を固く禁じます。

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟：
2019年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験
【　正答一覧　】

【専門科目】

社会調査の基礎		
84	調査票の配布と回収	1,4
85	面接法	2
86	質的調査のデータの整理と分析	5
87	社会調査の倫理	5
88	インターネットを活用した調査	3
89	全数調査と標本調査	4
90	調査票の作成方法	2,4
相談援助の基盤と専門職		
91	ソーシャルワークの発展に寄与した人物	3
92	エンパワメント	1
93	企業の社会的責任（CSR）	3
94	医療ソーシャルワーカーの対応――事例	4
95	社会福祉士の任用と配置	1,3
96	社会福祉に関する各種相談機関	2
97	社会福祉士に生ずる倫理的ジレンマ――事例	3
相談援助の理論と方法		
98	行動変容アプローチ	1
99	相談援助におけるモニタリング	5
100	就労継続支援Ｂ型事業所――事例	2,4
101	相談援助の過程におけるアセスメント段階	3
102	相談援助における多職種・多機関連携	1,4
103	回復期リハビリテーション病棟――事例	5
104	ケースマネジメント	3,5
105	アウトリーチ	2,3
106	性別違和を抱える生徒への支援――事例	3,5
107	ソーシャルワーカーの自己開示	2
108	相談援助における面接技術	4,5
109	児童相談所における対応――事例	4
110	スーパービジョン	3,4
111	グループワーク	1
112	社会福祉士の対応――事例	5
113	記録の形式と文体	4
114	個人情報の保護	4
115	グループワークの開始期――事例	3
116	システム理論	4
117	機能的アプローチ	2,5
118	医療ソーシャルワーカーの対応――事例	3

福祉サービスの組織と経営		
119	育児・介護休業法	2
120	ソーシャル・マーケティング	3
121	社会福祉法人の財務管理	1
122	リーダーシップ理論の展開	2
123	2015年の医療法人制度の見直し	2
124	デシの動機づけ理論	4
125	集団の理論	4
高齢者に対する支援と介護保険制度		
126	自立支援給付と介護保険制度との適用関係	2
127	左片麻痺がある人が自力で車いすに移乗する際の方法	1,4
128	地域包括支援センターの社会福祉士の役割――事例	3
129	指定施設サービスにおける看取り介護	1
130	高齢者住まい法	1
131	介護保険の地域支援事業	3
132	介護支援専門員	2,3
133	地域包括支援センター	3
134	老人福祉法	4
135	虐待を疑われるケース――事例	2,3
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		
136	日本における子どもの貧困	4
137	子ども・子育て支援制度	1
138	児童が利用する機関として適切なもの――事例	1
139	日本における少子化の実情及び取組み	2,5
140	母子・父子自立支援員が紹介するサービス――事例	3
141	児童虐待防止における関係機関の役割	2
142	児童相談所の業務	1,3
就労支援サービス		
143	労働基準法における休暇及び労働時間・休日	2
144	生活困窮者等に対する就労支援施策	4
145	障害者総合支援法に基づく就労支援施策	1
146	障害者就業・生活支援センターの担当者の対応について――事例	3
更生保護制度		
147	更生保護制度について	3
148	更生保護制度の担い手	2
149	非行少年に対する関係機関の対応	1,4
150	医療観察制度	1,5

社会調査の基礎

問題　84	正答　1，4

1　**正しい**。郵送調査とは，調査の依頼文とともに調査票を対象者に送付し，期日までに自分で回答を記入し，返送してもらう調査である。配布と回収を郵送で行うため，対象者が広範囲の場合は面接調査などよりもコストは安くなる。自記式であるため，複雑な質問や答えづらい質問があると，記入漏れなどが生じやすくなることや，回収率が下がることなどが課題である。

（『新・社会福祉士養成講座⑤社会調査の基礎（第3版）』中央法規出版，2010年（以下『社会調査の基礎』中央法規出版），p.72，『MINERVA社会福祉士テキストブック⑤社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，2010年（以下『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房），pp.87～88）

2　**誤り**。個別面接調査は，調査員が対象者の自宅などを訪問し，個別に面接しながら回答を聴き取る調査である。他記式であり，調査員が一つひとつ質問を読み上げながら回答を得て記入するため，回答漏れも起こりにくい。その一方で，調査員の調査技術や態度などに大きく左右されることや，コストが高くなることなどがデメリットである。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.61～62，『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.85～86）

3　**誤り**。集合調査とは，対象者が集まる機会を利用して，もしくは一定の場所に集めて調査票を一斉に配布し，その場で回答してもらい回収する調査である。短期間に多くのデータを収集することができ，回収率も高くなり，コストも抑えられる。対象者が集まった状態のため，直接調査の依頼をできることや対象の疑問点などにもその場で対応できる。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.89～90）

4　**正しい**。インターネット調査とは，インターネットを通じて対象者に自記式調査票を提示し，直接入力してもらう方法である。データの入力も対象者自らが行うため，コストはあまりかからない。記入漏れなどについても，システムの導入で予防や対処がしやすいという特徴もある。一方で，本人確認の難しさやインターネットを使用できる環境にいる人などに対象が限られる面もある。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.91）

5　**誤り**。電話調査は，調査員が対象者に電話を通して質問を行い，回答を得るという他記式調査票を用いた調査である。電話調査の実施にあたっては，電話をかける調査員のパーソナリティや調査技術が，回収率や回答内容に影響を与えやすいことに留意する必要がある。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.88～89）

問題　85	正答　2

1　**誤り**。半構造化面接では，事前に研究テーマに即して考えられた質問項目と，順番を記した一覧表であるインタビュー・ガイドが用いられる。しかし，順番や聴き取りの濃淡など，ある程度，自由度をもって面接することが許されている。自由面接法より面接内容の自由度は少ないが，調査する課題をある程度限定することで，データの分析においても内容が把握しやすく，よく用いられる面接法である。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.98～100）

2　**正しい**。構造化面接では，一定の測定方式，つまり質問文やその順番があらかじめ決められており，それに従って調査員が質問を読み上げ回答を得る形式をとっている。この方法においては，調査員による差が生じにくく，信頼性の高さを確保できるため，量的調査に適したデータが収集される。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.98）

3　**誤り**。集団面接法とは，調査員が複数の対象者を同じ場所に集め，話し合いながら回答を得る面接法である。ほかの対象者の影響を受けて開放的に反応することや，自分の意見をまとめることなどが生じやすい。最大の特徴は，対象者同士の相互作用を活用して，詳細なデータを得られることにある。得られたデータを分析することは，仮説やモデルを生成することにつながる。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.126～127，『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.100～101）

4　**誤り**。フォーカスグループインタビューでは，同じテーマにおいて，複数のグループを設定することが望ましい。必ずしも一般化を志向している方法でなくとも，複数のグループで共通する意見や感想などが出された場合，分析結果をある程度普遍化できると同時に，妥当性が高いとみなされる。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.101～102）

5　**誤り**。フォーカスグループインタビューでは，進行における手引きを作成して用いることが求められる。手引きには，「導入の言葉」「質問」「終わりの言葉」

などの項目があげられる。「質問」については，「導入の質問」「やさしい質問」「答えにくい質問」など分類や順番を事前に準備しておくが，グループダイナミクスが生じている際には，質問内容や質問する順を柔軟に変更することも必要となる。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.102）

問題　86	正答　5

1　**誤り**。選択肢は，コーディングの説明である。エディティングとは，回収した質問紙の点検のことである。コーディングは，質的調査における分析の大きな中核をなす作業であり，コーディングによって，データの資料を圧縮していく。この作業によってデータにつけられた名前やラベルをコードと呼ぶ。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.112～113，p.153）

2　**誤り**。選択肢は，図解化の説明である。図解化から文章化の作業が論文の原型となるため，分析の中でも非常に重要な作業の１つとなる。一方，インビボ・コードとは，面接調査における参加者の語りやケース記録からそのまま抜粋した記述など，データの中の言葉や表現をそのままコードとしたものである。どのコードをインビボにするか吟味して使用することが望まれる。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.146～149，『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.157）

3　**誤り**。対象者に結果を見せることをメンバーチェックという。また，同僚やスーパーバイザーの意見を仰ぐことをピアチェックという。ただし，両方とも分析のどの段階でチェックするのか特に決まりはなく，調査者に活用の有無も含めて判断が委ねられている。分析にあたって妥当性を確保する上で，こういった複数の人の目で判断することも有効である。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p.149）

4　**誤り**。選択肢は，トランスクリプトの説明である。ストーリーラインとは，コーディングを経てできあがった諸コードと，それらの関係性で分析結果を記述することである。ストーリーラインを記すことで，コード間の関係性を含め，コード全体の見直しができる。重複したコードの発見や欠けているコードの洗い出しにつながる。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.151～153，p.163）

5　**正しい**。グラウンデッド・セオリー・アプローチ（GTA）に代表されるように，データの解釈の積み上げで研究者独自の概念をつくり出すことを概念の生成という。一方，それに対してベルトー（Bertaux, D）が提唱したのが，すでに存在している概念や理論的枠組みを用いたり再定義したりする概念の転用である。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp.160～161）

問題　87	正答　5

1　**適切でない**。調査対象者が年少者である場合は，特にその人権について配慮しなければならない。調査対象者が満15歳以下である場合は，保護者もしくは学校長などの責任ある成人の承諾を得なければならない。

（一般社団法人社会調査協会倫理規程第７条，『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.14）

2　**適切でない**。調査者は，調査記録を安全に管理しなければならず，特に質問紙（調査票）原票や標本リスト，記録媒体は厳重管理しなければならない。また，質問紙（調査票）や調査結果データについては，開示要求に対応すべく，最低５年間は保存しなければならない。

（日本社会福祉学会「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」一般社団法人社会調査協会倫理規程第９条，『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.14）

3　**適切でない**。調査者は，社会調査に協力したことによって，調査対象者が不利益を被ることがないように，適切な予防策を講じなければならず，調査対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し，調査対象者との信頼関係の構築・維持に努めなければならない。そのため，サービス満足度調査への回答は，利用者の自由意思による参加として無記名式で行うべきである。

（一般社団法人社会調査協会倫理規程第５条，『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.14）

4　**適切でない**。調査を実施する際に，記録機材を用いる場合には，原則として，調査対象者に調査の前又は後に，調査の目的及び記録機材の使用を知らせなければならない。また，調査対象者から要請があった場合には，当該部分の記録を破棄又は削除しなければならない。そのため，観察者としての立場を明かさずに完全な参加者として参与観察を行う場合にも，記録方法について配慮し，収集したデータを分析する際には事前に承諾を得る必要がある。

（一般社団法人社会調査協会倫理規程第８条，『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p.14）

5　**適切**。調査対象者からのデータの提供先や使用目的の問い合わせについては，応じる必要がある。

（一般社団法人社会調査協会倫理規程第４条）

問題　88	正答　3

1　**適切でない**。インターネットを活用した調査における最大の利点の１つは，コストの低さである。インターネット調査は，紙媒体の質問紙調査や電話調査等と比較すると，質問紙作成や配布・回収のための印刷費，郵送費，通信費，人件費が不要であり，費用面でのメリットが大きい。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.170～171）

2　**適切でない**。インターネットを活用した調査における利点の１つは，データ収集や調査結果を出すスピードが速いことである。ただし，インターネット調査では，調査回答者は匿名性が高く，収集されたデータの中には不正回答が混入する可能性も否定できないため，データの信頼性が高いとはいえない。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.170～171）

3　**適切**。量的調査では，調査において調べたい対象のデータ全体を母集団と呼び，この母集団から一部を取り出した標本データを対象とした調査を標本調査という。標本調査は，標本データから母集団の性質を推定するため，その標本の母集団における代表性を根拠に実施される。その点，インターネットを活用した調査の場合，インターネット利用者という全数リストを得ることが困難であり，そもそも母集団が確定できないことが大きな弱点である。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.56～57，pp.170～171）

4　**適切でない**。インターネットを活用した調査では，調査協力をしている回答者の匿名性が高いため，虚偽の回答や代理で回答するなどの不正回答が混入する可能性が否定できない。インターネットを用いた調査を実施する場合には，こうした弱点を理解した上で活用することが求められる。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.170～171）

5　**適切でない**。社会調査においては，標本誤差が小さく，標本の母集団における代表性が確かな調査ほど質の高い調査として評価される。そのため，標本の抽出にあたっては，調査者の恣意性を排除するために無作為抽出法が用いられてきた。しかし，インターネット調査の場合，母集団が確定できない上，回答者の年代などによってインターネットの普及状況が大きく異なるために，標本の代表性を確保することが難しいとされる。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.170～171）

問題　89	正答　4

1　**誤り**。全数調査は，「対象である母集団を全て調べる調査」である。一方，標本調査は，「母集団から，その一部を抽出して調査を行い，その標本の特性値（統計量）から母集団の特性値（母数）を推定しようとする調査」である。標本調査の場合，調査を通して本当に知りたいのは，母集団についてである。

（原田勝弘ほか『社会調査論』学文社，2001年，p.122）

2　**誤り**。調査対象となる母集団が非常に大きい場合，全数調査では一定の限界が生ずるため，社会調査では標本調査が用いられている。標本調査は，全数調査と比較して労力，経費，時間などを節約できるが，標本の抽出に際しては，高度な知識と技術が要求される。

（原田勝弘ほか『社会調査論』学文社，2001年，p.121）

3　**誤り**。単純無作為抽出法は，母集団に含まれるすべての調査単位に一連の番号を付し，そこからくじを引くように標本を抽出する方法である。母集団が非常に大きくなると，標本抽出を行うための抽出台帳を作成することが難しく，標本抽出に手間がかかるデメリットがある。

（原田勝弘ほか『社会調査論』学文社，2001年，p.127）

4　**正しい**。系統抽出法では，最初のサンプルを乱数表やサイコロなどでランダムに選び，２番目以降は一定の間隔（インターバル）で抽出台帳から機械的に抽出する。例えば台帳の偶数は男性だけになっているなど，台帳の規則性とインターバルが同調していないか，事前の確認が必要である。

（岩永雅也ほか『社会調査の基礎』放送大学教育振興会，2001年，p.76）

5　**誤り**。多段抽出法では，例えば広範囲から市町村をランダムに抽出し，さらにその中から投票区・大字・丁目などを抽出していく方法がとられる。多段抽出法は，調査実施上の便を図るための手法であり，段階が多くなるほどサンプルの精度は悪くなるというデメリットがある。

（岩永雅也ほか『社会調査の基礎』放送大学教育振興会，2001年，p.77）

問題　90	正答　2，4

1　**誤り**。言葉は文脈の中で意味を確定するため，一概にこの言葉を使ってはいけないとは言えないが，回答者が意味を間違えないように注意しなければならない。難解な言葉や専門用語を説明なく用いることは避ける必要がある。

（原田勝弘ほか『社会調査論』学文社，2001年，p.146）

2　**正しい**。質問文の中に，回答者の判断を誘導するような偏った表現があった場合，回答者が調査者に見下されたくないなどと考え，回答が肯定的なものや望ましいものに偏る場合がある。質問のワーディングを検討する際には，バイアス質問を避ける必要がある。

（岩永雅也ほか『社会調査の基礎』放送大学教育振興会，2001年，p.67）

3　**誤り**。中立的な言葉や概念に，社会的に固定化した負又は正の印象や評価がある場合をステレオタイプという。例えば「行政活動」に「地域に根ざした」などの冠辞をつけると，実態よりも好感のもてる方向に評価が偏る可能性が生じる。質問文や選択肢には，ステレオタイプ化した言葉や表現を用いない配慮が必要である。

（岩永雅也ほか『社会調査の基礎』放送大学教育振興会，2001年，p.66）

4　**正しい**。文章を長く複雑にすると，回答者に要求する質問の論点が複数になるダブルバーレル質問を作成してしまうおそれが高くなる。論点が複数含まれる質問は，回答者がどの論点に反応し答えるかわからないため，それぞれの論点を別々の質問としてつくる必要がある。

（原田勝弘ほか『社会調査論』学文社，2001年，p.146）

5　**誤り**。作成した調査票について，実際に問題なく実施できるかは未知数である。質問の内容や尋ね方の適不適，質問項目の過不足等について，プリテストによって実際に試してみることで，適切さを確かめる必要がある。

（岩永雅也ほか『社会調査の基礎』放送大学教育振興会，2001年，p.68）

相談援助の基盤と専門職

問題　91	正答　3

1　**誤り**。『ソーシャル・ケースワークの理論と実際』を著して精神分析学の枠組みを基礎としたケースワーク理論を提唱したのは，診断主義学派のハミルトン（Hamilton, G.）である。リッチモンドは，診断主義学派と機能主義学派の台頭以前に『社会診断』や『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』を執筆して，科学的な支援の方法としてのケースワークの体系化に取り組んだ。

（L. C. ジョンソン・S. J. ヤンカ，山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房，2004年，p. 33，『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職（第３版）』中央法規出版，2015年（以下『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版），pp. 62～63）

2　**誤り**。コミュニティ・オーガニゼーションの３つのモデルを示したのはロスマン（Rothman, J.）である。ロスは，『コミュニティ・オーガニゼーション　理論・原則・実践』を出版してコミュニティ・オーガニゼーションの体系化に取り組んだが，これはロスマンが示したモデルの中の「小地域開発」に分類されている。

（山口稔『コミュニティ・オーガニゼーション統合化説――マレー・G. ロスとの対話』関東学院大学出版会，2010年（以下『コミュニティ・オーガニゼーション統合化説』関東学院大学出版会），pp. 17～18，pp. 27～29，『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，p. 75）

3　**正しい**。ニューステッターは，グループワークの定義を示すなどグループワークの体系化にも取り組んだが，その後，コミュニティ・オーガニゼーションにグループワーク理論を導入したインター・グループワーク説を示した。これは，地域のグループをさらに組織化することで，地域社会のニーズに応えようとするものである。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp. 74～75，『コミュニティ・オーガニゼーション統合化説』関東学院大学出版会，p. 14）

4　**誤り**。４つのPを示したのは，『ソーシャル・ケースワーク――問題解決の過程』によって問題解決アプローチを確立したパールマン（Perlman, H.）である。ホリスは，『ケースワーク：心理社会療法』を執筆し，心理社会的アプローチを提唱するなかで，状況の中の人（person in the situation）という考え方を示した。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，p. 80，p. 82）

5　**誤り**。人と環境の交互作用に焦点をあてたソーシャルワーク理論を展開したのは，生態学を基礎とした生活モデルを示したジャーメイン（Germain, C. B.）とギッターマン（Gitterman, A.）である。バートレットが『ソーシャルワーク実践の共通基盤』で示したのは，ソーシャルワーク実践を構成する「価値の総体」「知識の総体」「介入のレパートリー」という３つの要素である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp. 82～83，H. M. バートレット，小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房，2009年，p. 81）

問題　92	正答　1

1　**正しい**。ソーシャルワークの分野において，エンパワメントという用語が新たなキーワードとして展開されたのは，ソロモンが1976年に執筆した『黒人のエンパワメント――抑圧されている地域社会におけるソーシャルワーク』である。そのルーツは，18世紀のセルフヘルプや19世紀後半から20世紀初頭にかけてのセツルメントハウス運動にあり，ソーシャルワークにおけるテーマとしては100年以上の歴史がある。

（小田兼三・杉本敏夫ほか編著『エンパワメント実践の理論と技法――これからの福祉サービスの具体的指針』中央法規出版，1999年（以下『エンパワメント実践の理論と技法』中央法規出版），pp. 3～5，R. アダムス，杉本敏夫・齊藤千鶴監訳『ソーシャルワークとエンパワメント――社会福祉実践の新しい方向』ふくろう出版，2007年，p. 22，B. デュボワ・K. K. マイリー，北島英治・上田洋介訳『ソーシャルワーク――人々をエンパワメントする専門職』明石書店，2017年，p. 42，L. M. グティエーレス・E.O. コックスほか，小松源助訳『ソーシャルワーク実践におけるエンパワーメント――その理論と実際の論考集』相川書房，2000年（以下『ソーシャルワーク実践におけるエンパワーメント』相川書房），pp. 3～4）

2　**誤り**。エンパワメントは，第一次世界大戦後の医学モデルによるケースワーク中心の実践において，一時は軽視されていた。むしろエンパワメントに焦点をおくソーシャルワーク実践が展開される過程の中で，医学モデルに基づくクライエントの病理や弱さに着目するあり方を脱却するようになった。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，p. 126，『エンパワメント実践の理論と技法』中央法規出版，p. 9）

3　**誤り**。ソロモンがパワーを増強していくソーシャルワーク（エンパワメント）のあり方を示したのは，フェミニズムの視点ではなく，1950年代から1960年代にかけて台頭した公民権運動やブラック・パワー運動に特徴づけられる，黒人を対象としたソーシャルワーク実践の視点からである。

（『エンパワメント実践の理論と技法』中央法規出版，p. 6）

4　**誤り**。エンパワメント・アプローチとストレングス・アプローチは，当初から不可分の関係にあるもの

として出発している。クライエントのストレングスを重視するストレングス・パースペクティブが強調されるのにともなって，その視点と連携し，補強しあいながらエンパワメント・アプローチが発展してきた。

（『エンパワメント実践の理論と技法』中央法規出版，pp. 9～10）

5　**誤り**。エンパワメント実践において含むべき５つの構成要素を示したのは，コックス（Cox, E. O.）とパーソンズ（Parsons, R. J.）である。そこでは，「価値基盤」「介入のための承認」「理論的基盤」「ワーカー・クライエントの関係の指針」「実践の枠組み」がエンパワメントの構成要素とされた。

（『ソーシャルワーク実践におけるエンパワーメント』相川書房，pp. 6～19，『エンパワメント実践の理論と技法』中央法規出版，pp. 12～13）

問題　93	正答　3

1　**適切でない**。企業の社会的責任（CSR）は，法人が社会の一員として果たすべきさまざまな責任を意味するが，積極的な情報開示と双方向のコミュニケーションも含まれており，社会福祉法人の活動計画を一切開示しないことは適切ではない。また，社会福祉法第24条第１項には社会福祉法人の事業経営の透明性の確保が規定されており，活動計画や事業報告を開示することが求められており，情報開示が重要になっている。

（白鳥わか子・萩原美穂『図解入門ビジネス最新CSR（企業の社会的責任）がよ～くわかる本』秀和システム，2005年（以下『CSRがよ～くわかる本』秀和システム），pp. 12～13）

2　**適切でない**。企業の社会的責任では，関与するさまざまなステークホルダー（利害関係者）に対して責任を果たしていくことが求められるため，地域住民への支援も重要である。しかし，社会福祉法人は本来社会福祉事業を行うことを目的としているため（社会福祉法第22条），自法人の利用者を支援することが第一義的に求められており，地域住民への支援を優先することは適切ではない。

（『CSRがよ～くわかる本』秀和システム，pp. 16～21）

3　**適切**。社会福祉法第24条第２項による「地域における公益的な取組の責務」からすると法人が所在する地域での貢献活動に取り組むことが重要である。企業の社会的責任に基づく社会貢献活動では，先駆的に社会的課題の解決に取り組むNPOやNGOとの連携が重視されている。

（長坂寿久『NGO･NPOと「企業協働力」――CSR経営論の本質』明石書店，2011年，pp. 23～30）

4　**適切でない**。株式会社等の営利法人からの提案だという理由で社会貢献活動の協働を断るのは適切ではない。現在，多くの営利法人が「企業の社会的責任」としての社会貢献活動に取り組んでおり，その際には社会的課題を先駆的に把握しているNPOやNGOとの協働が重要といわれている。そのため，社会的課題を把握している社会福祉法人も営利法人による社会貢献活動に協力することは法人の社会的責任といえる。

（長坂寿久『NGO･NPOと「企業協働力」――CSR経営論の本質』明石書店，2011年，pp. 23～30，『CSRがよ～くわかる本』秀和システム，pp. 16～18，p. 22）

5　**適切でない**。企業の社会的責任では従業員への責任も含まれていることから，地域社会への貢献のためとはいえ従業員の研修機会を減らすことは適切ではない。企業の社会的責任は「社会に対する責任」だけを意味するものではなく，消費者，従業員，取引先，株主，地域，投資家など多様なステークホルダーに対して，社会の一員として果すべき責任を意味するものであることへの理解が必要である。

（『CSRがよ～くわかる本』秀和システム，pp. 16～18，p. 22）

問題　94	正答　4

1　**適切でない**。Hさんは夫婦ともにサービスを利用しないことを自ら決定して退院したため，G医療ソーシャルワーカーの判断で介護支援専門員にHさん夫婦の情報を提供することは，社会福祉士倫理綱領にも規定された「秘密の保持」に反する行為であり，適切でない。

（日本社会福祉士会「日本社会福祉士会の倫理綱領」（https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/files/rinri_kodo.pdf）（以下「日本社会福祉士会の倫理綱領」））

2　**適切でない**。高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）の第７条第１項及び第２項では，養護者による虐待を発見した者には市町村への通報の義務が規定されている。しかし，本事例は将来的に虐待等に至ってしまう可能性は懸念されるものの，まだ退院したばかりで兆候はみられないので，現時点で通報するのは適切でない。あくまでも条文では「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者」という規定となっている。

3　**適切でない**。Hさん夫婦から支援やサービスを受けることについて同意が得られていないため，社会福祉士倫理綱領に規定された「利用者の自己決定の尊重」に反している。また，このような現状で社会福祉協議会に相談するのは「秘密の保持」に反する行為であり，適切とはいえない。支援やサービス利用につなげるためには，その前に他機関等に相談することについて本

人らの同意を得ることが必要である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，p.122，「日本社会福祉士会の倫理綱領」）

4　**適切**。Hさんは右片麻痺が残り高齢となる夫と二人暮らしであれば，サービスを利用しなければ厳しい生活状況になることが懸念される。しかし，Hさん夫婦からのサービス利用への意思決定はまだなされていないため，現在かかわりがあるG医療ソーシャルワーカーが継続して関係をもち，様子を観察することが必要である。このような機会をもつ中で，Hさん夫婦の困りごとを早期に発見することが重要である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，p.104）

5　**適切でない**。Hさんの娘に連絡するのであればHさん夫婦に理由を説明した上で同意を得ることが必要である。Hさん夫婦の同意を得ていない状況の中で，Hさんの娘にサービス利用の説得をG医療ソーシャルワーカーが依頼することは，不適切である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，p.155）

問題　95	正答　1，3

1　**正しい**。児童福祉法第13条第3項では，児童相談所における児童福祉司の任用要件について，医師や社会福祉士などの有資格者が定められている。そのほか，社会福祉主事として児童福祉事業での2年以上の経験があり，講習会の課程を修了したものなどの任用要件が定められている。

（厚生労働省「児童福祉司の概要等について」（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/11.pdf））

2　**誤り**。刑事施設及び少年院には，社会福祉士の必置義務はない。受刑者等の出所後の地域生活支援のために社会福祉士の有資格者の配置の必要性が指摘されているが，必置義務ではない。

（厚生労働省社会保障審議会福祉部会「社会福祉士の現状等」（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000194322.pdf）（以下「社会福祉士の現状等」））

3　**正しい**。地域包括支援センターには，原則として，①保健師，②社会福祉士，③主任介護支援専門員を置かなければならないとされている（介護保険法施行規則第140条の66第1項）。

（「社会福祉士の現状等」，厚生労働省老健局『「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について』）

4　**誤り**。生活保護担当の査察指導員は，社会福祉士の有資格者でなくてもよい。査察指導員と現業員は，社会福祉法第15条第6項において，社会福祉主事でなければならないとされている。

5　**誤り**。主任相談支援員については，高度な相談支援技術が求められることから，一定の資格又は実務経験を必要とするが，社会福祉士だけを資格要件とはしていない。

（厚生労働省社会・援護局『新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集』2014年5月，社会保障審議会福祉部会『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』2018年3月）

問題　96	正答　2

1　**誤り**。福祉に関する事務所と規定される福祉事務所は，社会福祉法第14条に基づき，社会福祉行政を総合的に担う第一線の現業機関であり，都道府県と市は必置，町村の設置は任意である。

（『相談援助の基盤と専門性』中央法規出版，p.199）

2　**正しい**。市町村社会福祉協議会は，社会福祉法第109条に基づき，1又は同一都道府県の2以上の市町村の区域内において地域福祉の推進を図ることを目的に設置される団体である。区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する。

（『相談援助の基盤と専門性』中央法規出版，p.200）

3　**誤り**。児童相談所は，児童福祉法第12条に基づき，子どもの養護や保健，また障害や非行，育成に関する相談など，広く児童福祉に関するさまざまな相談援助業務を行う児童福祉の行政機関であり，都道府県・指定都市に設置が義務づけられている。

（『相談援助の基盤と専門性』中央法規出版，p.201）

4　**誤り**。身体障害者更生相談所は，身体障害者福祉法第11条に基づき，都道府県に設置が義務づけられた身体障害に関する相談援助業務を担う行政機関である。

（『相談援助の基盤と専門性』中央法規出版，p.201）

5　**誤り**。知的障害者更生相談所は，知的障害者福祉法第12条に基づき，都道府県に設置が義務づけられた知的障害に関する相談援助業務を担う行政機関である。

（『相談援助の基盤と専門性』中央法規出版，p.201）

問題　97	正答　3

1　**適切でない**。『信用失墜行為の禁止』とは，「立場を利用した信用失墜行為（信用を傷つけるような行為）をしてはならない」ことである。『情報の共有』は，「利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合，その秘密を保持するよう最善の方策を用いる」とされる。いずれも，事例には該

当しない。

（「日本社会福祉士会の倫理綱領」）

2　**適切でない**。『プライバシーの尊重』とは，「利用者のプライバシーを最大限に尊重し，関係者から情報を得る場合，その利用者から同意を得る」ことであり，『受容』は，「自らの先入観や偏見を排し，利用者をあるがままに受容すること」である。本事例では，Kさんの気持ちを受容するか否かの選択に迫られることは考えられるが，Kさんのプライバシーを尊重するか否かという問題は生じない。そのため，選択肢のような倫理的ジレンマが生じるとはいえない。

（「日本社会福祉士会の倫理綱領」）

3　**適切**。『利用者の利益の最優先』とは，「業務の遂行に際して，利用者の利益を最優先に考える」ことであり，『利用者の自己決定の尊重』とは，「利用者の自己決定を尊重し，利用者がその権利を十分に理解し，活用していけるように援助すること」である。この事例では，Kさんの「物を捨てたくない」「支援は必要ない」という自己決定を尊重することと，J社会福祉士が考えるKさんの利益を優先させることとが対立して，倫理的ジレンマが生じる。

（「日本社会福祉士会の倫理綱領」）

4　**適切でない**。『秘密の保持』とは「利用者や関係者から情報を得る場合，業務上必要な範囲にとどめ，その秘密を保持する。秘密の保持は，業務を退いた後も同様とする」とされる。『プライバシーの尊重』とは，「利用者のプライバシーを最大限に尊重し，関係者から情報を得る場合，その利用者から同意を得る」ことである。いずれも事例には該当しない。

（「日本社会福祉士会の倫理綱領」）

5　**適切でない**。『記録の開示』とは，「利用者から記録の開示の要求があった場合，本人に記録を開示する」ことであり，『情報の共有』は，「利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合，その秘密を保持するよう最善の方策を用いる」とされる。いずれも事例には該当しない。

（「日本社会福祉士会の倫理綱領」）

相談援助の理論と方法

問題　98	正答　1

1　**正しい**。行動療法の知見をソーシャルワークに援用したこのアプローチは，それまでの精神分析理論や自我心理学に影響を受けたソーシャルワークへの批判，すなわち面接における言語化という手法の限界や，効果の曖昧さに対する批判から出発したとされている。

（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ（第3版）』中央法規出版，2015年（以下『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版），p.165）

2　**誤り**。行動変容アプローチの主な基盤は，古典的条件づけなどの学習理論に基づいた行動療法や，認知行動療法などによる知見である。選択肢にあるパールマン（Perlman, H. H.）の問題解決アプローチとの直接的な関連はない。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.165）

3　**誤り**。シングル・システム・デザインは，プログラム開始前と開始後の状況の変化を定量的に比較することで，客観的な評価を行うことができる方法である。人間の行動は客観的に計測することが可能であり，行動変容アプローチではこの方法を用いて支援の評価が行われる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.166，pp.275～276）

4　**誤り**。行動変容アプローチは，個人，カップル，家族，小集団，コミュニティなど多様な範囲が支援対象となり得る。また，支援する課題についても，不安や抑うつ，依存や嗜癖（しへき），対人関係上の問題，暴力や虐待，問題行動など，多くのものに適用することが可能である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.166）

5　**誤り**。行動変容アプローチは，人間の行動に焦点をあてること，すなわち支援目標として設定された望ましい行動を増加させ，望ましくない行動を減少・消去することを目指すため，支援プロセスの可視性・具体性の高い支援方法である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.166）

問題　99	正答　5

1　**適切でない**。支援計画の見直しはあってはならないものではなく，クライエントの意向を尊重しながら適宜修正する必要がある。サービスの提供はあくまでクライエントのニーズに基づいて行われるべきである。

（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ（第3版）』中央法規出版，2015年（以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版），p.138）

2　**適切でない**。モニタリングの対象者には，クライエントはもちろん，その家族やサービスを提供している支援者も含まれる。双方から十分な聞き取りを行うことで，それまでに実施されたサービスが妥当がどうかについて丁寧に検証していくことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.138）

3　**適切でない**。モニタリングの際に重要なのは，サービスを受けているクライエントや家族の状況をよく聞き取り，確認することである。その方法として，面接室における面接だけではなく，生活場面にソーシャルワーカーが出向いて行う面接は有効な方法の1つだといえる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.139）

4　**適切でない**。モニタリングにおいては，生活の主体はあくまでクライエントやその家族であり，課題の解決に向けて，ソーシャルワーカーがともに取り組んでいく姿勢が求められる。その意味では，両者の関係がパターナリスティックなものにならないよう，パートナーシップが大切である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.138～139）

5　**適切**。モニタリングにおいては，実施されている支援の状況を確認することを通して，クライエントが自らの力を実感し，課題の解決に向けた取組みを継続していくことが重要となる。したがって，ソーシャルワーカーにはエンパワメントの機能を担うことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.139～140）

問題　100	正答　2，4

1　**適切でない**。あくまでMさんのおかれた状況に沿って個別的に支援を展開すべきであり，安易にほかの人との比較で楽観的な見通しを語ることは，慎むべきである。まずは傾聴して，Mさん個人にとっての必要性の把握に努めるべきである。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.185～186）

2　**適切**。共感的理解は，援助関係の形成において，ソーシャルワーカーが守るべき基本的原則である。Mさんが直面している個別の課題をしっかりと受け止め，その大変さを共感的に理解するとことから援助関

係が築かれていく。また，そのことによって，クライエントは困難な課題に取り組んでいくことができる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.77）

3　**適切でない**。エンパワメントアプローチは，クライエント自らがおかれている状況を認識し，問題に対処していく力を高めることが支援の焦点となる。ソーシャルワーカーが本人に代わって問題を解決することではない。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.175）

4　**適切**。面接においてソーシャルワーカーが行うことの１つに，クライエントやその環境のストレングス（強み）や，潜在的な資源に焦点をあてることがある。これによって，クライエントの罪悪感，無力感，絶望感等を減少させ，ニーズ充足のための肯定的で実行可能な方法をもたらすことになる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.255）

5　**適切でない**。相談援助のプロセスは常にクライエントとの協同作業であり，問題解決の主体はクライエントである。選択肢にあるようなソーシャルワーカー主導の進め方では，Mさん自身がもつ問題解決能力を奪ってしまうことになる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.101）

問題　101	正答　3

1　**誤り**。支援の提供状況を経過観察して中間評価を行うのは，モニタリングの段階である。この段階では，実際に提供された支援が適切に届いているかどうか，支援に問題点や滞りがないかなどをチェックする。モニタリングの結果，不都合があれば再度アセスメントを行い，プランを修正する。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.138）

2　**誤り**。緊急度の判断はインテークの段階で実施する。インテークは受理面接ともいわれ，相談援助の初期段階に位置づけられるものである。緊急を要する案件か否かを速やかに判断し，対応する必要がある。また，この段階では受容と傾聴を重視してラポールの形成を図る。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.109～110，福祉臨床シリーズ編集委員会編『社会福祉士シリーズ⑦相談援助の理論と方法Ⅰ（第２版）』弘文堂，2014年（以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂），p.95）

3　**正しい**。アセスメントは事前評価ともいい，クライエントに関するさまざまな情報を収集し，それらを分析・整理する段階である。その上で，どのような援助が適切かを検討し，プランニングの土台を形成する。アセスメントは，ソーシャルワーカーが一方的に行うのではなく，クライエントとの協同作業で進めていく必要がある。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.101，pp.116～126，『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，pp.96～101）

4　**誤り**。効果測定は，主に支援の終結期に行われる。支援の有効性を測定し，相談援助の全体を振り返るプロセスである。シングル・システム・デザインは，単一事例実験計画法ともいわれるもので，効果測定に用いられる方法の１つである。適切な効果測定は，ソーシャルワーカーのアカウンタビリティを果たす上でも重要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.147，pp.243～245，『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，pp.111～122）

5　**誤り**。援助計画を策定するのはプランニングの段階である。プランニングには，所属機関の援助計画や介護保険制度におけるケアプランなどがある。例えば，「居宅サービス計画」もこの段階で策定されるもので，具体的なサービスはこの計画に沿って提供される。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.127，p.133，『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，p.101）

問題　102	正答　1，4

1　**適切**。複数の専門職がかかわる多職種・多機関連携の場面では，ほかの職種が有する専門性を理解しながら連携する姿勢が求められる。ソーシャルワーカーに何が求められているのかを的確に判断し，その上でソーシャルワーカーとしての専門性を発揮してかかわることが必要である。

（大嶋伸雄編『ラーニングシリーズ　IP（インタープロフェッショナル）／保健・医療・福祉専門職の連携教育・実践③はじめてのIP 連携を学びはじめる人のためのIP入門』協同医書出版社，2018年（以下『はじめてのIP』協同医書出版社），p.55）

2　**適切でない**。ほかの専門職のみに許された業務を代わりに行うことはできないが，ほかの専門職と実践領域が重なる場合もある。自らがほかの領域にかかわることや，逆にほかの領域の専門職がソーシャルワーカーと同じような役割を担うこともあり得る。多職種・多機関連携では，職種の境界に縛られすぎず，柔軟に対応できることが強みとなる。

（『はじめてのIP』協同医書出版社，p.95，日本医療社会福祉協会・日本社会福祉士会編『保健医療ソーシャルワーク――アドバンスト実践のために』中央法規出版，2017年（以下『保健医療ソーシャルワーク』中央法規出版），pp.240～247）

3　**適切でない**。多職種・多機関連携では，専門職だけでなく地域住民と協働する連携のあり方が模索されて

いる。地域福祉の増進が求められる中，個人を取り巻く家族や近隣住民のインフォーマル・サポートと専門職による援助であるフォーマル・サポートの連携が重要となるため，それを認めないとする選択肢の記述は適切でない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.152，『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.94，pp.99～100，福祉臨床シリーズ編集委員会編『社会福祉士シリーズ⑧相談援助の理論と方法Ⅱ（第2版）』弘文堂，2014年，p.76）

4　**適切**。多職種・多機関で構成されるチームでは，多様な専門性を有するメンバー同士が連携することとなる。より円滑に連携するには，メンバー間の対等な関係の中で互いのもつ情報や専門性などを共有する必要がある。さらに，双方で違いを確認し，承認することが連携の基盤となる。

（社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座⑰保健医療サービス（第5版）』中央法規出版，2017年（以下『保健医療サービス』中央法規出版），p.216，『はじめてのIP』協同医書出版社，p.55，『保健医療ソーシャルワーク』中央法規出版，pp.240～247）

5　**適切でない**。チームの形態やチームがかかわる場面によって，チームリーダーは異なる。医療チームの場合は医師がリーダーとなる場面も多いと考えられる一方，生活支援が主となるチームであれば，ソーシャルワーカーがリーダーシップを発揮する場合もある。それぞれの状況に応じた臨機応変なチームづくりが必要となる。

（『保健医療サービス』中央法規出版，p.216）

問題　103	正答　5

1　**適切でない**。この状況で，息子のCさんにBさんのサポートを依頼するのは適切ではない。さらに，Cさんの状況をよく理解しないままにソーシャルワーカーの独断で話を進めることも不適切である。これまで，Bさんは母親としてCさんの世話をするという役割を担っており，そのような親子の歴史を無視するようなはたらきかけも適切とはいえない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.145，社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム（第3版）』中央法規出版，2014年，pp.151～153）

2　**適切でない**。Cさんのことを心配した上での発言だとしても，パターナリズムの視点が含まれた対応である。また，BさんがCさんに入院してもらいたいと思っているかどうかは不明である。Bさんは日常生活に一部介助が必要な状況であるが，できることも多いと考えられる。ここでは，Bさん自身の強みを活かした援助が求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，p.60）

3　**適切でない**。Bさんは退院できることを喜んでおり，特別養護老人ホームに入所することを望んでいるとは考えられない。また，Cさんと生活の場が切り離されてしまうと，Bさんの心配は増幅し，心身状態に悪影響を及ぼす可能性もある。A医療ソーシャルワーカーは，家族が相互に与える影響を，家族システムアプローチの視点からとらえて援助する必要がある。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.11～12）

4　**適切でない**。BさんがCさんの世話をすることの可否について，A医療ソーシャルワーカーが決められるわけではない。また，後遺症による影響については医療的な判断となる。そのため，Bさんに説明するのは，Bさんの担当医や看護師，理学療法士や作業療法士などの医療職が行うべきである。

（『保健医療サービス』中央法規出版，pp.158～159）

5　**適切**。Bさん，Cさんが，ともにサポートが必要な状況にあることから，Cさんの生活状況等を把握しておくことはBさんの退院援助に有効と考えられる。ここでは，BさんとCさん双方の了承を得た上でCさんの担当PSW（精神保健福祉士）と連携し，適切なケースマネジメントを展開する。過不足のない社会資源を導入することで，両者にとって安心した療養生活が送れるよう整えていく。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.51～52）

問題　104	正答　3，5

1　**誤り**。ケースマネジメントは，1990年（平成2年）に創設された在宅介護支援センターにおいて試行的に始められたものである。同制度は，2000年（平成12年）4月から施行された介護保険制度で一般的に知られるようになったが，制度としてはそれ以前からすでに運用されていた。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.28）

2　**誤り**。ケアプランは，あくまで利用者自身の生活課題（生活ニーズ）に基づいて作成されるべきものであり，既存のサービスに利用者のニーズを合わせるような，サービスありきの計画であってはならない。基本的な視点ではあるが，現場のケースマネジャーにおける基本原則ともいえるものである。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.46，『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂，pp.25～26）

3　**正しい**。ケースマネジメントやケアプランの主体は利用者自身であり，ケースマネジャーやサービス提供者ではない。したがってケアプランは，利用者本人の意思が反映されているべきものであり，仮に計画の内

容が本人の意にそぐわない場合には，そのことについて意見を表明する機会をつくる必要がある。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂，p.30）

4　**誤り**。ケースマネジメントにおけるケース目標は，利用者とケースマネジャーが対等な立場，あるいはケースマネジャーがクライエントを側面的に支援する立場に立って，利用者本人や家族の希望を十分に踏まえた上で設定されなければならない。選択肢のようにケースマネジャーの主導で設定されるものではない。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.46）

5　**正しい**。ケアプランを作成した場合でも，それは永続的に続けるものではなく，利用者とケースマネジャーとの間で決定した特定期間内のものである。計画実施後もモニタリングを行い，利用者の生活ニーズに変化があったかどうかによって，新たなケース目標の設定やそれに基づいた新たなケアプランの作成が行われる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.47～48）

問題　105	正答　2，3

1　**誤り**。アウトリーチは，20世紀後半の脱施設化の潮流の中で，通常の方法ではサービス利用ができない人たちに向けての積極的，予防的方法として活用された。しかし，ソーシャルワークにおける組織的なアウトリーチについては，19世紀後半のイギリスやアメリカにおける慈善組織協会（COS）の「友愛訪問」活動に起源があると考えられるため，選択肢の記述は誤りである。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂，pp.38～39）

2　**正しい**。ソーシャルワーク専門職がアウトリーチという方法を用いるということは，すなわち利用者の家庭や地域のネットワークを強化することにつながっていくものと考えられる。また，個別の社会・文化的背景をもつ地域の問題解決は，必然的に，ソーシャルワーク専門職と地域の人々との協働が必要不可欠である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂，p.40）

3　**正しい**。「危機介入アプローチ」は，利用者の危機的な状況において用いられるソーシャルワークの介入技法である。急性の心理学的危機状態にある利用者のニーズ充足や懸念事項の解消に取り組み，新しいパターンをクライエントに教示しつつその対処能力を強化し，社会的機能を回復していく。そしてその早期において，ソーシャルワーク専門職が利用者自身のもとに赴くことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.163）

4　**誤り**。エコロジカルな視点とは，人間の生活は個人と周囲の環境とが相互に影響し合って成り立っているという見方であり，その人と環境との接点がクライエントの生活の場である。その生活の場に積極的に介入していく方法の１つがこのアウトリーチであるため，選択肢の説明は誤りである。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂，pp.40～41）

5　**誤り**。確かに精神科リハビリテーションの領域では，アクト（ACT）というアウトリーチ方法に注目が集まっている。これは，ソーシャルワーク専門職を含む専門家集団が利用者自身の生活の場へ赴くアウトリーチモデルである。一方で，高齢者領域におけるケースマネジメント（ケアマネジメント）においても，利用者の地域での生活を支えるために用いられている。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂，p.42）

問題　106	正答　3，5

1　**適切でない**。生徒から直接相談がない段階で，Ｄスクールソーシャルワーカーから直接生徒本人にアプローチすることは慎重であるべきだと考えられる。性別違和の表明は，本人にとって非常に重い課題なので，周囲の人々にも慎重な対応が求められる。まずは生徒が安心して相談できる環境の整備等，支援の入口において必要な配慮が欠かせない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.102～105）

2　**適切でない**。実際に性別違和を抱える生徒がいることは，間接的にではあるが把握できている。今の段階でも，例えば教職員間で学校生活の支障となる環境的要因について検討し共有しておくなど，今後の支援に向けた連携体制づくりは必要である。したがって，選択肢にあるような対応は適切とはいえない。また，学校における支援体制の構築の際にはスクールソーシャルワーカーがコーディネーターの役割を担うことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.82～84）

3　**適切**。「多様な性」のあり方を前提とした教育について，先進的な取組みをしている学校の事例を検討することで，性別違和を抱える生徒への合理的な配慮のあり方について，教職員の理解を深めることは非常に有益である。スクールソーシャルワーカーがそのためのコーディネーターの役割を担うことは適切である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 82～84）

4　**適切でない**。文部科学省では，2015年（平成27年）４月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し，性自認の多様性と生徒の個別性を尊重した対応を求めている。また，多様性の尊重という価値は，2014年に改訂された国際ソーシャルワーカー連盟による「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の中に，原則として明記されている。その観点から見てこの対応は不適切である。

（「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」平成27年４月30日27文科初児生第３号）

5　**適切**。ソーシャルワークの最初の過程であるケース発見の段階では，自発的に来談するクライエントばかりではない。生徒から直接相談がなくても，相談支援体制の整備をしつつ，相談につながる機会や兆候を見逃すことがないように準備することや，必要なら教職員のほうからはたらきかけることも求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 102～105）

問題　107	正答　2

1　**適切でない**。自己開示はタイミングが重要であるが，それはソーシャルワーカーの利益になるかどうかで判断してはならない。どのような自己開示であっても，クライエントにとって望ましいか，クライエントの利益になるかどうかのタイミングで判断する。

（D.H. ヘプワースほか，武田信子監，北島英治他監訳『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック――対人支援の理論と技術』明石書店，2015年（以下『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店），pp. 188～189（Hepworth, D. H. et al., *Direct Social Work Practice : Theory and Skills, Eight Edition*, Brooks/Cole Pub Co., 2009（以下*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

2　**適切**。ソーシャルワーカーも生身の人間であり，人間的であるからこそ良好な援助関係を築くことができる。その１つの手段として自己開示は効果的であり，クライエントもソーシャルワーカーを身近な存在として受け入れることが可能になる。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 188～189（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

3　**適切でない**。援助技術としての自己開示とは，自己に関する意識的かつ意図的な開示を意味しており，言葉によるものと言葉以外の行動（表情やしぐさなど）の両方が含まれる。クライエントのこれまでの育ちや文化的な背景等，援助プロセスなども考慮に入れ，自己開示は慎重に用いられるべきである。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 190～191（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

4　**適切でない**。クライエントがソーシャルワーカーの個人的な情報を知りたいと思い，それを尋ねてくることは決して珍しいことではない。しかし，それに率直に答えることがよいかどうかは，クライエントの質問の意図や感情を深く読み取る必要がある。すぐに答えてしまうことが援助関係にマイナスにはたらくこともある。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 199～201（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

5　**適切でない**。クライエントの行為や成長に対し，ソーシャルワーカーが肯定的評価を表明することは，クライエントが自らの対処能力や自信を深めていくための大きな機会となり得る。ソーシャルワーカーは，そのタイミングを逃すことなく，自ら感じたことを率直に表現することにより，人間関係の肯定的な部分を模範的に示すことができる。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 206～209（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

問題　108	正答　4，5

1　**適切でない**。面接において物理的な環境は，クライエントの感情や態度，反応，支援への協力などに大きな影響を与える。そのため，どれだけコミュニケーション技術が高くても，例えば，プライバシーが確保されるような物理的な配慮を欠いた状態では，効果的な面接を展開していくことは難しくなる。面接室以外で面接を行う場合であっても，可能な限りの物理的配慮は必要である。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 86～88（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

2　**適切でない**。信頼関係の構築は，面接を通じて育まれ，支援を展開していく上で必要不可欠であるが，クライエントがどのように呼ばれたいのかを確認することが大切である。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 88～89（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

3　**適切でない**。信頼関係を構築する上で，面接の冒頭に「ウォーミングアップ」となる，時事的話題や友好的な会話から入ることは効果的である。いきなり本題に入ることが失礼に感じられる場合もある。また，話しやすい雰囲気をつくることは面接において大切な要素であり，短時間でもクライエントの問題を探る上で役に立つことが多く，面接では効果的である。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，p. 90（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

4　**適切**。面接を進めていく上で，クライエントが現在

どういう状態にあるかを理解し，感情的に苦しい状態にあるならば，そこに寄り添うことが問題理解の深化や解決に寄与することが多く，効果的である。面接では，クライエントの立場に立ち，クライエント中心に進めていくことが必要であり，特に自発的な面接ではない場合はなおさら重要である。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 92～93（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

5　**適切**。クライエントからの雑談が多く，無関係な要素があまりにも多くなると，面接の趣旨がわかりにくくなってしまうおそれがある。ソーシャルワーカーが効果的かつ生産的な面接をつくり出すために，趣旨と関係のないクライエントの話にあるメッセージを要約するなどして対応することは，問題解決への生産的な面接を進めていく上で重要といえる。

（『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 267～269（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

問題　109	正答　4

1　**適切でない**。母親の施設からの退所は近いかもしれないが，すぐに子どもとの生活をすることは負担やリスクが大きい。また，子どもが母親と会うのは怖いと話していることから，早急な家庭復帰には再度の虐待などのおそれがあり，問題の把握と対策が十分になされないままの段階で家庭復帰を進めることは適切とはいえない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 112～115）

2　**適切でない**。G君が暴力を振るってしまうことは，過去の不適切な養育や被虐待経験などから受けた心的外傷に起因し，そこから自らの育ちを取り戻そうとする心理的な葛藤の現れと考えなければならない。G君に警告を与えたり指導する対応は表層的であり，身体・心理的状態及び社会環境を総合的に考慮した十分なアセスメントに基づいているとはいえない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 116～121）

3　**適切でない**。状況から医療費など経済的な負担が増すことは考えられるが，それが祖父母の主訴だとは記されていない。また，現状の祖父母宅での生活の継続が難しいから相談に来ているのであり，そこでの在宅支援を前提にして進めることは適切とはいえない。生活保護申請の提案も，祖父母の状況や申請への意向を十分に確認していない，つまりアセスメントが十分になされていないこの時点では拙速だといえる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 116～121，『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』明石書店，pp. 668～670（*Direct Social Work Practice*, Brooks/Cole Pub Co.））

4　**適切**。一時的な里親等を通じて祖父母の医療的な治療を保障することは重要な課題であり，そのための社会資源につなぐことは適切な対応である。そして，G君自身がどうしたいかという意思の確認が重要である。G君を一人の人格をもった存在として個別化し，訴えを傾聴し，ラポールを形成しながらニーズを反映させた支援へとつなげることが求められる。このことが子どもの権利保障としても，その後の育ちを支えていくためにも必要と考えなければならない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 107～121）

5　**適切でない**。情緒的な支援が必要だとは考えられるが，この時点で措置の方針を決定し，本人の意思を確認しないまま祖父母と切り離すことは，G君にとって望ましいものとはいえない。この段階で信頼関係が築けないと，今後の支援が難しくなることも考えられる。まずは選択肢4にあるように，本人の意思を確認していく場や機会をもつことが必要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 107～121）

問題　110	正答　3，4

1　**誤り**。ライブ・スーパービジョンとは，サービス提供の現場や面接，訪問に同行・同席したりするなど，実際の場面にスーパーバイザーがいる状況で行うスーパービジョンのことを指す。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p. 210）

2　**誤り**。異なる専門家同士で行うのはコンサルテーションである。スーパービジョンは基本的に同職種間で行われるため，スーパーバイジーもスーパーバイザーも原則として同職種である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p. 212）

3　**正しい**。スーパービジョンは実務面及び心理面からスーパーバイジーを支えるため燃え尽き症候群の予防に有効だといえる。その他，仕事のやりがいや満足度，はたらきやすさの向上にも寄与する。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p. 203）

4　**正しい**。この場合，上司であるスーパーバイザーは，スーパーバイジーの業務遂行，すなわちサービス利用者に対して責任を担うことになる。このほか，スーパーバイザーの所属や職務によってスーパーバイジーへの責任の範囲が異なるが，いずれの場合も両者の合意が必要となる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p. 206）

5　**誤り**。選択肢はピア・スーパービジョンの内容である。グループ・スーパービジョンとは，一人のスー

パーバイザーが複数のスーパーバイジーに対して同時に行うスーパービジョンのことを指す。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.208）

問題　111	正答　1

1　**正しい**。グループワークは，社会改良運動やセツルメント運動などの中のレクリエーションや青少年活動などの実践をもとに発展してきた。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.60）

2　**誤り**。グループダイナミクスはレヴィン（Lewin, K.）が提唱した。グループの形成から発展，解体を含むグループ過程の法則や力動性を明らかにしたのがグループダイナミクスであり，グループ内及びグループ間の関係を理解するために重要な理論である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.63）

3　**誤り**。選択肢は「葛藤解決の原則」に関する記述である。「制限の原則」とは，メンバー個人の尊重を前提として専門的な判断の上でグループ運営に一定の制約やルールを課し，それを活用することで個々の成長やグループの発展を促すことである。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.65～66）

4　**誤り**。波長合わせを行うのはグループワークの準備期であり，グループワークに参加するメンバーの思いをあらかじめ理解しておくことである。準備期には，波長合わせを行うほかにも，グループ運営の計画を立てて参加者を募ったり，社会資源などの環境を整えたりする必要がある。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.66）

5　**誤り**。グループ規範とは，グループを目標達成に向かうようにする準拠枠として，メンバーが従うようにグループから期待されている判断の枠組みや思考様式のことである。これが生じてくるのはグループワークの作業期である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.68）

問題　112	正答　5

1　**適切でない**。社会福祉協議会（以下，社協）職員が直接支援することは一時的な課題解決にはなるかもしれないが，継続性や地域に同じような課題を抱える人への波及性を鑑みると不適切である。選択肢の対応は，その意味で相談援助の基本からは逸脱しているといえる。社協に求められる役割として，他機関・施設等と協働で地域支援を展開しながら，担い手やグループを育成・支援することがあげられる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.5～8）

2　**適切でない**。事例には「今はなんとか自分でできている」とあるため，現時点ですぐに訪問介護の申請が必要とはいえない。これも相談援助の基本の考え方からは外れているといえる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.5～8）

3　**適切でない**。事例からは，Ｊさんが子どもとの同居をどのように考えているかについての意向を読み取ることはできない。社協職員が同居を説得するという行動は，Ｊさんが自分で決定し問題を解決していく機会を奪っており，支援の内容として不適切である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.5～8）

4　**適切でない**。事例から読み取れるＪさんの性格からは，気軽に友人をつくって生活の手助けを頼むという社協職員の助言が最善とは考えにくい。個人のニーズを資源・サービスに結びつけていく過程として適切とはいえない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.5～8）

5　**適切**。まずはＪさんのニーズに合致した社会資源について，情報を提供しながら相談援助を進めていくことは適切な支援だといえる。例えば厚生労働省から出されている「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」によると，介護予防・生活支援サービス事業として，全国で多様な主体による訪問型の生活支援サービスが展開されている。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.5～8，厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」平成27年６月５日老発0605第５号）

問題　113	正答　4

1　**誤り**。記述は，ジェノグラムの説明である。ファミリーマップは，家族図とも呼ばれ，家族成員間にみられる特定の関心事や問題状況を図式したものである。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.285）

2　**誤り**。記述は，ファミリーマップの説明である。ジェノグラムは，世代間関係図，家族関係図とも呼ばれている。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.196～200）

3　**誤り**。フェイスシートは，クライエントの基本的事項を書くためのものである。記述は，アセスメントシートの説明である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.277～278）

4　**正しい**。ソシオグラムは，小集団のメンバーから，例えばメンバー間の好き嫌いなどの情報を得て図式化

し，その小集団における人間関係の構造を明らかにしていくためのものである。１人からの聞き取りで作成することはできない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.92）

5　**誤り**。記述は，エコマップの説明である。エコマップの作成法は複数存在するが，いずれの方法でもマップの構成要素である図形や線の種類，矢印の方向などによってそれぞれの関係を視覚的にわかりやすい形で表すことができる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.196～200）

問題　114	正答　4

1　**誤り**。社会福祉士及び介護福祉士法第50条には，秘密保持の義務について定めた第46条に違反した者は「１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」と定められている。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.246）

2　**誤り**。インターネットなどのICTの発達により大量の情報を容易かつ迅速に扱えるようになったが，一方で個人情報の流出やそれを利用した犯罪も拡大している。今日，相談援助に伴う個人情報保護の必要性は極めて高く，社会福祉士がその技術や倫理について学ぶことは不可欠である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.243）

3　**誤り**。日本社会福祉士会の「社会福祉士の倫理綱領」において，「倫理基準」の「Ⅰ．利用者に対する倫理責任」で「社会福祉士は，利用者から記録の開示の要求があった場合，本人に記録を開示する」とされている。

（日本社会福祉士会「社会福祉士の倫理綱領」）

4　**正しい**。「社会福祉士の行動規範」の「Ⅰ．利用者に対する倫理責任」の「８．秘密の保持」で「社会福祉士は，業務を離れた日常生活においても，利用者の秘密を守らなければならない」とされている。

（日本社会福祉士会「社会福祉士の行動規範」）

5　**誤り**。内閣府による「個人情報保護に関するいわゆる『過剰反応』に関する実態調査報告書」（2011年（平成23年））によると，過剰反応とは「個人情報保護法の趣旨に対する誤解やプライバシー意識の高まりを受けて，必要とされる個人情報が提供されない」ことを意味する。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.252）

問題　115	正答　3

1　**適切でない**。グループワークはメンバー間の相互作用を活用して個々のクライエントを支援する方法であり，グループの状況に応じて，プログラム内容を変更する柔軟性も求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.60～70）

2　**適切でない**。メンバーが主体的にプログラム活動に取り組むことは大切であるが，ソーシャルワーカーはメンバー間の建設的な相互作用を促す媒介となるために，必要な介入や制限を加えることもある。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.60～70）

3　**適切**。グループワークの目的に沿って選ばれた参加メンバーが抱えている課題には，当然共通性はあるものの，その背景にある事情はメンバーにより異なる。グループワークを通してその個別性を尊重することも必要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.60～70）

4　**適切でない**。グループワークにおけるプログラム活動は，そのプロセスで生まれるメンバー間の相互作用を支援に活用していくことが重要であるため，選択肢にあるように，ゴールを示し，達成を優先するような説明は適切とはいえない。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.60～70）

5　**適切でない**。各メンバー同士及びソーシャルワーカーとの間に援助関係を樹立することは活動初期において非常に重要である。各メンバーの期待，緊張，不安などを受け止め，信頼関係を築いていくための手段としてアイスブレイキングを取り入れることは有効な手段である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.60～70）

問題　116	正答　4

1　**誤り**。オートポイエーシス論は，自律性（動的平衡による自己の保持），固体性（栄養摂取において自分の同一性を保持），境界の自己決定（免疫システムによる自己と非自己の境界の区別），入力と出力の不在（「システムはただひたすら自らの構成要素を産出し，その構成要素がシステムを構成し，そしてさらにシステムが構成要素を産出するという循環を繰り返すだけである」という見方）の４つである。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.61～62）

2　**誤り**。アフォーダンスの集合体は，ニッチである。アフォーダンスとは，環境が動物に提供する「価値」

のことであり，「動物にとっての環境の性質」（環境が動物に「～できる」「～してよい」と提供している事柄）である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.57）

3　**誤り**。ミルフォード会議とは，ジェネリック・ソーシャルケースワークの理論的構成作業を行った会議である。この会議で，ソーシャルケースワークは「自己維持は常に所与の状況に関連している」とされている。すなわち人は環境（状況）の中の人間としてとらえられるといえる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.54）

4　**正しい**。ケンプ（Kemp, S. P.）らは，人と環境の実践を提唱した。環境について，①知覚された環境，②自然的・人工的・物理的環境，③社会的・相互作用的環境，④制度的・組織的環境，⑤社会的・政治的・文化的環境の５つに分類した。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.54～55）

5　**誤り**。ジョンソン（Johnson, L. C.）とヤンカ（Yanca, S. J.）は交互作用と相互作用を異なるものとしてとらえており，交互作用とは，相互作用によってそれ以前とは異なる変容を遂げている要素間の累積的相互作用のことを述べている。しかし，相互作用にも交互の意味合いが含まれているため，違いが明確とは言い切れないことに注意が必要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.57）

問題　117	正答　2，5

1　**誤り**。機能的アプローチは，タフト（Taft, J.）とロビンソン（Robinson, V.）によって確立された理論であり，ランク（Rank, O.）の自我心理学，意志心理学に強い影響を受けている。影響の背景には，アメリカのプラグマティズムがある。診断主義的アプローチに対する批判として誕生したアプローチである。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.153）

2　**正しい**。個人，家族，グループ，コミュニティなどのミクロレベルのソーシャルワークからマクロレベルのソーシャルワークを対象とし，ほとんどの状況に対応できる。対象の限定よりも機関の機能を活用できるように「フォーム」の形成が重要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.154）

3　**誤り**。パールマン（Perlman, H. H.）の問題解決アプローチに関する記述である。６つのＰとは，援助を求めてくる人（person），発生している問題（problem），具体的援助が展開される場所（place），援助過程（process），専門家（professional），制度・政策や供給される資源（provisions）のことである。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.156）

4　**誤り**。ナラティブアプローチに関する記述である。ナラティブアプローチでは，クライエントが語るドミナント・ストーリーをアプローチ展開の中で，オルタナティブ・ストーリーに変容させていく。人生の再構築が支援の焦点となる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.178～179）

5　**正しい**。機関が有する機能との関係の中でクライエントのニーズを明確化し，機関にかかわることによって社会的機能（人と社会環境の相互作用の中で，環境からの要求に対処すること）を高めるための力の解放が援助の焦点となる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p.154）

問題　118	正答　3

1　**適切でない**。「社会福祉士の行動規範」の「Ⅰ．利用者に対する倫理責任」によると，「社会福祉士は，利用者が選択の幅を広げるために，十分な情報を提供しなければならない」「利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合，あらかじめその行動を制限することがあることを伝え，そのような制限をした場合には，その理由を説明しなければならない」とある。事例では，まだ十分な情報提供をしていないこと，Ａさんが入院加療を拒否すると重大な危険を伴うため，入院を再考してもらう必要があることなどから，選択肢の内容は適切とはいえない。

（日本社会福祉士会「社会福祉士の行動規範」）

2　**適切でない**。医療法に「医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の医療の担い手は，医療を提供するに当たり，適切な説明を行い，医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」（第１条の４第２項）とあり，社会福祉士は含まれず，医療者ではない社会福祉士が医学的内容を情報提供することは不適切である。また，医療ソーシャルワーカーの業務範囲を定めた「医療ソーシャルワーカー業務指針」においても，病状説明については言及されていない。

（「医療ソーシャルワーカー業務指針」平成14年11月29日健康発第1129001号）

3　**適切**。「社会福祉士の行動規範」の「Ⅰ．利用者に対する倫理責任」によると，「社会福祉士は，利用者が選択の幅を広げるために，十分な情報を提供しなければならない」「利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない」とあるよう

に，社会福祉士はクライエントの状況に有益な情報提供を行い，不安を低減させ，前向きになれるようなはたらきかけを行うことが求められる。

（日本社会福祉士会「社会福祉士の行動規範」）

4　**適切でない**。「社会福祉士の行動規範」の「Ⅰ．利用者に対する倫理責任」には，利用者の「エンパワメントを支援しなければならない」ことや，「パターナリズムに陥らないように」すべきことなどが示されている。選択肢の対応は，Aさん自身の問題解決能力を奪う可能性がある点で，適切とはいえない。また，「医療ソーシャルワーカー業務指針」にも，「患者の主体性の尊重」や「問題解決のための代行等は，必要な場合に限る」と示されおり，この対応は不適切といえる。

（日本社会福祉士会「社会福祉士の行動規範」，「医療ソーシャルワーカー業務指針」平成14年11月29日健康発第1129001号）

5　**適切でない**。「社会福祉士の行動規範」の「Ⅰ．利用者に対する倫理責任」には，「社会福祉士は，問題解決を支援する目的であっても，利用者が了解しない場合は，個人情報を使用してはならない」とある。事例ではAさんの意識はしっかりしており，福祉事務所へ連絡する必要がある場合，Aさんにそのことに対する許可をとる必要があるといえる。

（日本社会福祉士会「社会福祉士の行動規範」）

福祉サービスの組織と経営

問題　119	正答　2

1　**誤り**。労働者は，その養育する１歳６か月から２歳に達するまでの子について，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）第５条第４項のいずれにも該当する場合に限り，その事業主に申し出ることにより，育児休業することができる。

（『平成29年改正法の概要』厚生労働省，2017年（以下『平成29年改正法の概要』厚生労働省））

2　**正しい**。事業主は，その雇用する労働者のうち，その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して，労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない（育児・介護休業法第24条）。

（『平成29年改正法の概要』厚生労働省）

3　**誤り**。対象となる子どもは，法律上の実子及び養子に加え，特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって，当該労働者が現に監護するもの及び児童福祉法に規定する養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずる者を含む（育児・介護休業法第２条第１項）。

（『平成28年改正法の概要』厚生労働省）

4　**誤り**。事業主は，育児休業及び介護休業に関して，あらかじめ，育児・介護休業法第21条に掲げる事項を定めるとともに，これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

（『平成29年改正法の概要』厚生労働省）

5　**誤り**。子の看護休暇は，１日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は，厚生労働省令で定めるところにより，厚生労働省令で定める１日未満の単位で取得することができる（育児・介護休業法第16条の２第２項）。

（『平成28年改正法の概要』厚生労働省）

問題　120	正答　3

1　**誤り**。ソーシャル・マーケティングは，1960年代以降に公害，欠陥商品，食品添加物などの問題が続々と発生し，消費者運動が展開され，消費者の主権を確立するためのコンシューマリズムの台頭によりアメリカで提言された。

（草野素雄『入門マーケティング論』八千代出版，2011年（以下『入門マーケティング論』八千代出版），pp.26～27）

2　**誤り**。『非営利組織の経営』は，ドラッカー（Drucker, P.F.）の著書である。コトラー（Kotler, P.）は，『非営利組織のマーケティング戦略』（1971）を著し，その中でソーシャル・マーケティングを論じた。企業経営を通じて培われたマーケティングの思想・ノウハウや技術を博物館や交響楽団に応用し，社会貢献することを目的とした。

（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営（第５版）』中央法規出版，2018年（以下『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版），p.92，ドラッカー，P.F.『非営利組織の経営』ダイヤモンド社，2010年，p.83，嶋口充輝『マーケティング・パラダイム』有斐閣，2000年，p.230）

3　**正しい**。ソーシャル・マーケティングは，コトラーとレイザーによって個別に唱えられた。当初は前者の理論が主流であったが，今日では両者を含めて述べられることが多い。

（『入門マーケティング論』八千代出版，p.27）

4　**誤り**。レイザーは，企業の社会的責任を論じた「社会的責任マーケティング」を唱えた。

（『入門マーケティング論』八千代出版，2011年，pp.26～27）

5　**誤り**。コトラーは，非営利組織や個人へのマーケティングの適用を論じた「社会志向マーケティング」を唱えた。

（『入門マーケティング論』八千代出版，p.27）

問題　121	正答　1

1　**正しい**。社会福祉法人が保有する財産については，事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で，再投下対象財産（社会福祉充実残額）を明確化しなくてはならない（社会福祉法第55条の２第１項）。控除対象財産とは，社会福祉事業，公益事業及び収益事業の実施に必要な財産，その中で固定資産の再取得に必要な額に相当する財産，前記事業実施のための運転資金を合計した額のことである。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.241～243）

2　**誤り**。社会福祉法人において，社会福祉充実残額が生ずる場合は，社会福祉充実計画を策定し，既存事業の充実や新たな取組みに有効活用することとした（社会福祉法第55条の２第１項）。また，社会福祉充実計画は所轄庁の承認を受け実施するものとした（社会福祉法第55条の２第５項，第６項及び第９項）。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.242～243）

3　**誤り**。特定社会福祉法人は，会計監査人を置かなくてはならない（社会福祉法第37条）。特定社会福祉法人とは，一定規模以上の社会福祉法人（前年度の収益が30億円以上，又は負債が60億円以上）であり，会計監査人の設置を義務づけることとされている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.40）

4　**誤り**。資金収支計算書ではなく，事業活動計算書と貸借対照表，それぞれの次期繰越活動増減差額は同額になる。したがって，事業活動計算書の当期活動増減差額が大きければ，貸借対照表の純資産の部の内容も増大する。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.251～252）

5　**誤り**。「債務超過」とは，貸借対照表において，赤字が続き純資産の部全体がマイナスになってしまった状態を指す。通常の企業であれば倒産となる状態である。赤字とは，事業活動計算書の当期活動増減差額がマイナスになることを指す。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.248～249）

問題　122	正答　2

1　**誤り**。特性理論は，リーダーの特性（性，身長等）からリーダーシップを説明するもので，ウェーバー（Weber, M.）による支配の３類型の「カリスマ的支配」が始めとされる。オハイオ大学研究は，リーダーシップを手順に従わせる等の「構造づくり」行動と親しみやすい態度をとる等の「配慮」行動によって説明する行動理論である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.114～115，田尾雅夫編著『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，2010年（以下『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房），pp.100～101）

2　**正しい**。三隅二不二のPM理論は，リーダーシップを規則に従わせる等のP行動と配慮を行う等のM行動によって説明する行動理論である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.115，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，pp.102～103）

3　**誤り**。ウェーバーの理論に代表されるのは，特性理論である。条件適合理論は，フィードラー（Fiedler, F. E.）の理論に代表される。フィードラーは，リーダーシップ行動のほかにリーダーとメンバーの関係，仕事の内容，リーダーの権限の強さによってリーダーシップを説明した。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.116，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，p.104）

4　**誤り**。ハーシー（Hersey, P.）とブランチャード（Blanchard, K.）のSL理論は，フォロワーの成熟によってリーダーシップを変化させる条件適合理論である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.117，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，pp.108～109）

5　**誤り**。フィードラーの理論に代表されるのは，条件適合理論である。変革型リーダーシップ理論は，自らが進むべき目標を示し，自らがリスクを背負い，並外れた行動をとる一方で，条件や環境に適合し，フォロワーの能力や感情に配慮できるリーダーシップを指している。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.117，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，p.104）

問題　123	正答　2

1　**誤り**。「持分の定めのある社団医療法人」が，新規に設立が認められなくなったのは，2007年（平成19年）４月施行の改正医療法による。

（「医療法人制度について」平成19年３月30日医政発第0330049号，『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.65）

2　**正しい**。事業活動の規模等を勘案して定められた基準によって，負債50億円以上又は収益70億円以上の医療法人，負債20億円以上又は収益10億円以上の社会医療法人は，医療法人会計基準に従った貸借対照表等の作成と監事及び公認会計士の監査，そして公告をしなくてはならない。

（「医療法人の計算に関する事項について」平成28年４月20日医政発0420第７号）

3　**誤り**。地域医療連携推進法人は，病院等の医療機関を開設する医療法人のほか，社会福祉法人や国立大学法人，地方自治体などの非営利法人，地域包括ケアシステム構築に向けた介護事業等を行う非営利法人も社員となることができる。

（「地域医療連携推進法人制度について」平成29年２月17日医政発0217第16号（以下「地域医療連携推進法人制度について」），『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.67）

4　**誤り**。医療法人の理事長は原則，医師もしくは歯科医師であるが，地域医療連携推進法人においては，理事長（代表理事）の制限を規定していない。

（「地域医療連携推進法人制度について」）

5　**誤り**。地域医療連携推進法人は，都道府県知事の認定を受けることができる。

（「地域医療連携推進法人制度について」）

問題　124	正答　4

1　**誤り**。選択肢の内容は，マグレガー（McGregor, D.）の唱えたＸ理論の説明である。また，マグレガーはＹ

理論において，労働者は仕事に喜びを見出すことができ，またそれを望んでいるとした。X理論・Y理論は，モチベーションの内容理論に含まれる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.177，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，pp.40～41）

2　**誤り**。マズロー（Maslow, A. H.）の唱えた欲求の階層理論では，低次の生理的欲求から高次の自己実現の欲求までの5段階欲求階層があるとした。また，欲求間には一種の優先序列が存在するとした。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.177，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，pp.38～39）

3　**誤り**。選択肢の内容は，ブルーム（Vroom, V. H.）が提唱した期待理論の説明である。期待理論は，モチベーションの過程理論に含まれる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.177，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，p.44）

4　**正しい**。デシ（Deci, E. L.）の唱えた動機づけ理論では，内発的に動機づけられている個人に対して，外的誘因を刺激として強調すると，その個人の認知構造が変化し，内的誘因よりも外的誘因のほうが優勢になってしまい，内発的モチベーションが低下することを明らかにした。これをアンダーマイニング効果という。

（『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，p.42）

5　**誤り**。選択肢の内容は，ハーズバーグ（Herzberg, F.）の二要因理論の説明である。ハーズバーグは，職務満足にはたらきかける要因を「動機づけ要因」，職務不満足にはたらきかける要因を「衛生要因」に分けた。二要因理論は，モチベーションの内容理論に含まれる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.177～178，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，pp.42～43）

問題　125	正答　4

1　**誤り**。シェリフ（Sherif, M.）らによって行われたサマーキャンプ実験（泥棒洞窟実験）によると，集団間の上位目標（全体的な目標）を設定することによってコンフリクト（葛藤）は解消された。

（山田一成他編著『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房，2007年（以下『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房），pp.112～113）

2　**誤り**。ラタネ（Latané, B.）は，緊急事態に対する援助者の候補が多ければ多いほど，個人の援助行動は抑制されるとした。この現象を「傍観者効果」という。

（『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房，pp.82～85）

3　**誤り**。ストーナー（Storner, J. A.）は，集団によって話し合いをすることにより，過激な決定が下されやすくなることを「リスキーシフト」と名づけた。

（『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房，pp.108～109）

4　**正しい**。ラタネらの実験によると，集団の大きさに比例して，個人の作業効率が低下する社会的手抜きが増えていることが明らかになった。

（『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房，pp.101～102）

5　**誤り**。シャクター（Schachter, S.）らは，集団の凝集性と生産性について実験を行い，集団内に生産性を低くするような方向づけがある場合，凝集性の高いことが逆にマイナスの影響をもつことを明らかにした。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.112，『よくわかる組織論』ミネルヴァ書房，pp.86～87）

高齢者に対する支援と介護保険制度

問題　126	正答　2

1　**誤り**。障害者についても，65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は，原則として介護保険の被保険者となる。ただし，介護保険適用除外施設に入所・入院している者は，介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること，当該施設に長期に継続して入所・入院している実態があることなどから，当分の間，介護保険の被保険者とはならないこととされている。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」平成19年３月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号（以下，「自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」））

2　**正しい**。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第29条第１項に規定する指定障害者支援施設は，介護保険適用除外施設として位置づけられており，そこに入所して生活介護，施設入所支援を受けている障害者（身体障害者，知的障害者，精神障害者）は，介護保険の被保険者とはならない。

（「自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）

3　**誤り**。障害者総合支援法第５条第11項に規定する障害者支援施設は，介護保険適用除外施設として位置づけられており（生活介護を行うものに限る），そこに入所して生活介護を受けている身体障害者，知的障害者は，介護保険の被保険者とはならない。

（「自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）

4　**誤り**。介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合は，要介護認定等を受け，介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また，介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり，介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受ければ，これに応じた介護保険施設に入所し，又は在宅で介護保険サービスを利用できる。

（「自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）

5　**誤り**。自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は，介護給付，予防給付，及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている。つまり，これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は，当該介護保険サービスの利用が優先される。

（「自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）

問題　127	正答　1，4

1　**適切**。片麻痺（まひ）がある人が端座位から自力で車いすに移乗する場合，車いすへの移動距離を短くするため健側に設置するのが基本となる。そのため，左片麻痺の場合は，車いすを右側に設置する。介護者は，バランスを崩した場合などに保護できるよう患側に立ち，見守りを行う。

（『新・介護福祉士養成講座⑦生活支援技術Ⅱ（第３版）』中央法規出版，2014年（以下『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版），pp.144～148）

2　**適切でない**。車いすは，ベッドに対して斜めに置く（角度の目安は，15～20度程度）。車いすを健側にできるだけ近づけることで，健側の上下肢を活用して安全に移乗することができる。ベッドと車いすの角度は，利用者の状態や環境に応じて設定する。

（『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版，pp.144～148）

3　**適切でない**。ベッド柵につかまり立位をとると，アームサポートを握り直すことになり危険である。健側の手は，利用者から遠いほうの車いすのアームサポートを持つ。アームサポートを握るときは，親指が車いすの内側にくるようにすると，握り直すことなく安全に移乗できる。

（『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版，pp.144～148）

4　**適切**。立位をとるときは，前かがみになって体重を前方へ移動させることにより，臀部（でんぶ）が自然に浮き，立ち上がることができる。片麻痺がある場合は，健側下肢に体重を乗せながらお辞儀をするようにして腰を浮かせるとよい。

（『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版，pp.129～132，pp.144～148）

5　**適切でない**。片麻痺の場合は，健側を軸にして身体を回転させるため，左片麻痺では右足を軸にする。車いすからベッドへの移乗でも同様に，ベッドが健側にくるように車いすをつけ，ベッド柵を持って立位をとり，健側を軸に身体の向きを変えて移乗する。

（『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版，pp.144～148）

問題　128	正答　3

1　**適切でない**。睡眠薬の服用をやめるかどうかは医師の判断による。Cさんの睡眠薬は医師から処方されているものであり，それを社会福祉士がやめるように助

言することは不適切である。

（『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版，pp.353～355）

2　**適切でない**。入浴の介助方法についての説明は，介護福祉士などによって行われることであり，地域包括支援センターの社会福祉士の役割ではない。介護福祉士は，日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い，その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者とされている。

（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度（第6版）』中央法規出版，2019年（以下『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版），p.289）

3　**適切**。地域包括支援センターの総合相談業務は，高齢者が住み慣れた地域で安心して，その人らしい生活を継続していくことができるように，どのような支援が必要かを把握し，地域における適切な保健・医療・福祉サービス，関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものであり，長男に対して介護保険サービスに関する説明をするのは適切である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.226）

4　**適切でない**。高齢者や身体に障害がある者に対し，その基本的動作能力の回復を図るため，治療体操その他の運動を行うのは理学療法士の役割である。介護保険の居宅サービスには，訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションなどがあり，心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために，診療に基づき実施される計画的な医学的管理のもと，リハビリテーションが行われる。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，pp.197～198，pp.290～291）

5　**適切でない**。居宅サービス計画を作成するのは，主に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割であり，地域包括支援センターの社会福祉士の役割ではない。居宅サービス計画は，要介護認定により要介護１～５の認定を受け，居宅サービス，地域密着型サービスを利用する場合に作成される。

（厚生労働省老健局「公的介護保険制度の現状と今後の役割（平成30年度）」p.17）

問題　129	正答　1

1　**正しい**。指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（算定基準）で規定された「厚生労働大臣が定める施設基準」として「看取りに関する指針を定め，入所の際に，入所者又はその家族等に対して，当該指針の内容を説明し，同意を得ていること」が告示されている。指針は，管理者を中心として，生活相談員，介護職員，看護職員，介護支援専門員等による協議の上，定められていることが必要である。

（全国老人福祉施設協議会「看取り介護指針・説明支援ツール【平成27年度介護報酬改定対応版】」（以下「看取り介護指針・説明支援ツール」），p.7，p.10）

2　**誤り**。算定基準で規定された，厚生労働大臣が定める施設基準として「常勤の看護師を１名以上配置し，当該指定介護老人福祉施設の看護職員により，又は病院，診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により，24時間連携できる体制を確保していること」が告示されている。

（「看取り介護指針・説明支援ツール」p.7）

3　**誤り**。指定施設サービスにおける看取り介護では，「療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録」が求められている。その他，「終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録」「看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と，それに基づくアセスメント及び対応についての記録」も整備する必要がある。

（「看取り介護指針・説明支援ツール」p.10）

4　**誤り**。指定施設サービスにおける看取り介護の実施上の留意点として，「施設は，入所者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により，看取り介護を実施する体制を構築するとともに，それを強化していくことが重要である」ということが，厚生労働省より示されている。

（「看取り介護指針・説明支援ツール」p.9）

5　**誤り**。指定施設サービスにおける看取り介護加算は，入所者等とともに，医師，看護職員，生活相談員，介護職員，介護支援専門員等が共同して，随時，入所者等に対して十分な説明を行い，療養及び介護に関する合意を得ながら，入所者がその人らしく生き，その人らしい最期が迎えられるよう支援することを主眼としている。そのため，多職種によるカンファレンスの開催が重要となる。

（「看取り介護指針・説明支援ツール」p.9）

問題　130	正答　1

1　**正しい**。高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の2011年（平成23年）の改正により，高円賃（高齢者円滑入居賃貸住宅），高専賃（高齢者専用賃貸住宅），高優賃（高齢者向け優良賃貸住宅）

といった複数の制度がサービス付き高齢者向け住宅に一本化された。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，pp.121～122）

2　**誤り**。サービス付き高齢者向け住宅は，厚生労働省と国土交通省が共管する制度である。高齢者福祉を担う厚生労働省と住宅施策を担う国土交通省による制度として創設された。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.122）

3　**誤り**。サービス付き高齢者向け住宅は，市町村ではなく都道府県に登録する。都道府県においては，必要に応じて立入検査や指示などの指導監督を行うことができる。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.122）

4　**誤り**。サービス付き高齢者向け住宅の入居を希望する者は，敷金，家賃，サービスの対価の支払いが必要であるが，それ以外の権利金等の支払いは必要ない。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.122）

5　**誤り**。サービス付き高齢者向け住宅では，状況把握サービス（安否確認）と生活相談サービスを提供することとされている。また，必要に応じて地域の各種介護保険サービス等を利用することが想定されている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.122）

問題　131	正答　3

1　**誤り**。介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業では，要支援者に加えて，要支援認定を受けなくても基本チェックリストによって該当すると認められれば，訪問型サービス，通所型サービス等を受けることができる。また，介護予防・日常生活支援総合事業のうち一般介護予防事業は，第１号被保険者とその支援にかかわる者が対象となる。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，pp.169～171）

2　**誤り**。多様な主体による生活支援サービスの開発やネットワーク化などを行うのが，生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の役割である。生活支援コーディネーターの配置は地域包括支援センターに限定されているものではなく，社会福祉協議会，行政など多様である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.173）

3　**正しい**。任意事業は，市町村が地域の実情に応じ，創意工夫をして行う事業である。介護給付等費用適正化事業（必要なサービス提供の検証，制度に関する情報提供等），家族介護支援事業（介護教室，認知症高齢者見守り事業，家族介護継続支援事業），その他の事業（成年後見制度利用支援事業，福祉用具・住宅改修支援事業等）がある。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.173，厚生労働統計協会『国民の福祉と介護の動向 2018/2019』2018年，pp.156～157）

4　**誤り**。介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスのうち，有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の自主活動として行う生活援助等の支援は，訪問型サービスＢである。訪問型サービスＡとは，訪問介護員など雇用されている労働者により行われる，旧介護予防訪問介護より緩和した基準による生活援助等である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.169）

5　**誤り**。介護予防・生活支援サービス事業の介護予防マネジメントのうち，アセスメントを行いサービスの利用につなげる初回のみのケアマネジメントは，ケアマネジメントＣである。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.172）

問題　132	正答　2，3

1　**誤り**。2005年（平成17年）の介護保険法の改正によって，介護支援専門員に更新制が導入された。５年ごとに更新研修を受講する。資格取得後も継続して研鑽を積むことの必要性が明確化された。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.187）

2　**正しい**。サービス担当者会議を開催することにより，主治医やサービス提供事業者と課題や目標を共有し，チームとして支援していくことが重要である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.258）

3　**正しい**。介護支援専門員として一定の実務経験があった上で，研修を受講することにより主任介護支援専門員になることができる。主任介護支援専門員は地域包括支援センターに配置され，ほかの介護支援専門員への支援等を行う。居宅介護事業所の管理者の要件ともされている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.188）

4　**誤り**。介護支援専門員はサービス提供の状況を把握するために，特段の事情がない限り，少なくとも１か月に１回は居宅訪問をして面接を行うこととされている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.189）

5　**誤り**。介護支援専門員がかかわるのは在宅の利用者だけではない。施設にも介護支援専門員は配置され，施設サービス計画を作成する。施設サービスを作成する介護支援専門員を，計画担当介護支援専門員という。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.189）

問題　133	正答　3

1　**誤り**。地域包括支援センターについて市町村は，老人介護支援センターの設置者等に，包括的支援事業のほか，介護予防・日常生活支援総合事業の実施，地域支援事業の任意事業についてもその実施の委託をすることができる（介護保険法第115条の47第９項）。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.174）

2　**誤り**。指定介護予防支援事業者として，予防給付のマネジメントを行う（介護保険法第115条の22）。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.174）

3　**正しい**。地域包括支援センターについて市町村は，老人介護支援センターの設置者等に，包括的支援事業の実施にかかる方針を示して，包括的支援事業のすべてにつき一括してこれを委託することができる（介護保険法第115条の47第１項）。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.174）

4　**誤り**。介護福祉士ではなく，保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員をおく（介護保険法施行規則第140条の66第１号）。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.229）

5　**誤り**。地域包括支援センター運営協議会は，原則として市町村ごとに１つを設置することになっている。複数の地域包括支援センターを設置する市町村であっても，１つを設置すればよい。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.231）

問題　134	正答　4

1　**誤り**。福祉の措置の実施者は，対象者の居住地の市町村とされるが，居住地が明らかになっていない場合などでは，現在地の市町村が実施するものとされる（老人福祉法第５条の４第１項）。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.98）

2　**誤り**。入所要件を満たした場合，市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託することも可能である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.99）

3　**誤り**。措置で入所させる特別養護老人ホームの要件は，65歳以上の者であって，身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし，かつ居宅においてこれを受けることが困難な者が，やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難な場合である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.99）

4　**正しい**。養護老人ホームの入所要件は，65歳以上の者であって，環境上の理由及び経済的な理由により，居宅において養護を受けることが困難な者である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.99）

5　**誤り**。措置で入所させる特別養護老人ホームの要件は，選択肢３の解説のとおりであって，経済的な理由は含まれない。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.99）

問題　135	正答　2，3

1　**適切でない**。国が策定した高齢者虐待防止マニュアルである「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」にもあるように，養護者による虐待の通報者として最も多いのが介護支援専門員である。なお，虐待の事実が確認されていなくても，虐待と思われる段階での通報が可能であり，早期発見に努めることが重要とされている。

（厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年３月改訂）」）

2　**適切**。通報のほか，相談や本人等からの届出を受けた市町村や地域包括支援センター等の高齢者虐待対応窓口は，受付記録の作成をし，迅速に関係機関のコアメンバーで緊急性の判断をして組織的対応をすることが求められる。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.115）

3　**適切**。虐待発見時においては，まず関連機関等から情報収集を行い，訪問調査により高齢者・養護者等の状況を把握する必要がある。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.115）

4　**適切でない**。緊急性が高く，放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合などには選択肢のような対応が必要になるが，事実確認も行われていない現段階においては正しい選択とはいえない。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.115）

5　**適切でない**。事実確認の際，家族がかかわりを拒否し，安否確認ができず，高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときには，市町村がその権限によって高齢者の住所に立ち入り，調査や質問を行うことになっており，その際，必要に応じて警察への援助要請が行えるとしているが，事例の状況から，夫の拒否などの事実がなく，この判断が現段階で必要とはいえない。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.115）

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題　136	正答　4

1　**誤り**。OECDによれば，相対的貧困率とは等価可処分所得の中央値の半分に満たない人の割合を算出したものである。大人１人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率は，2015年（平成27年）時点では50.8%であり，大人２人以上で養育している世帯の10.7%に比較するとはるかに高い。

（厚生労働省「国民生活基礎調査（平成28年）の結果からグラフでみる世帯の状況」pp.24～25（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h28.pdf））

2　**誤り**。都道府県における子どもの貧困対策計画の策定は，義務ではなく努力義務である（子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条）。2019年（平成31年）１月９日時点で，子ども・子育てに関する総合計画の一部に位置づけられている場合も含めれば，47都道府県すべてで策定されている。

（内閣府「都道府県子どもの貧困対策計画の策定状況」（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/keikaku/sakutei.html））

3　**誤り**。子どもの貧困対策の推進に関する法律第11条では，「国及び地方公共団体は，貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談（中略）支援のために必要な施策を講ずる」としており，また，第12条では，「国及び地方公共団体は，貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする」としている。この点から，法律では対象に保護者も含まれていることがわかる。

（内閣府「平成29年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」p.1（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h29_joukyo.pdf））

4　**正しい**。子供の貧困対策に関する大綱（平成26年８月29日閣議決定）では，貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ，総合的な子どもの貧困対策を展開するとしている。

（「子供の貧困対策に関する大綱について」（平成26年８月29日閣議決定）p.4（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf））

5　**誤り**。選択肢は児童福祉法第１条の条文の内容の一部である。子どもの貧困対策の推進に関する法律は，「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう，貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに，教育の機会均等を図るため，子どもの貧困対策に関し，基本理念を定め，国等の責務を明らかにし，及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより，子どもの貧困対策を総合的に推進すること」（第１条）を目的としている。

（『新・社会福祉士養成講座⑮児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（第７版）』中央法規出版（以下『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版），p.124）

問題　137	正答　1

1　**正しい**。企業主導型保育事業は，2016年度（平成28年度）から，子ども・子育て支援制度において，仕事・子育て両立支援事業として実施された企業等からの事業主拠出金を財源とした事業であり，企業主導型の事業所内保育事業を主軸として，多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い，仕事と子育てとの両立に資することを目的としている。対象は，事業実施者の従業員の児童，事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童，そして上記以外の子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等である。

（内閣府「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html），内閣府「子ども・子育て本部 企業主導型保育事業等」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html））

2　**誤り**。幼保連携型認定こども園には，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第14条により，保育士，幼稚園教諭両方の免許を有する「保育教諭」を配置することとされている（改正法施行から５年間は経過措置あり）。その他の認定こども園では，職員資格として満３歳以上の子どもの場合，幼稚園教諭，保育士資格併有が望ましく，満３歳未満の子どもの場合は保育士資格が必要である。

（内閣府「認定こども園概要」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html））

3　**誤り**。2018年（平成30年）４月１日時点で認定こども園は6160施設で，そのうち最多なのは幼保連携型認定こども園（4409施設）である。幼稚園型は966施設，保育所型は720施設，地方裁量型は65施設となっている。

（内閣府「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html），内閣府「認定こども園に関する状況について（平成30年４月１日現在）」）

4　**誤り**。子ども・子育て支援制度の実施には，消費税

率引き上げによる増収分の一部が活用されている。これは，同制度が社会保障・税一体改革の一項目と位置づけられ，これまで高齢者３経費とされていた国分の消費税収の使途を，子育て分野にも拡大したためである。

（内閣府「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html），内閣府『平成27年度少子化社会対策白書』第１部 少子化対策の現状 第２章第２節１）

5　**誤り**。地域型保育とは，保育所（原則20人以上）より少人数で，主に０歳から２歳の子どもの保育を行うものであり，家庭的保育，小規模保育，居宅訪問型保育，事業所内保育の４種類がある。都市部の待機児童解消，子ども数減少傾向地域の保育機能確保に対応する。なお，延長保育は「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられている。

（内閣府「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html），内閣府「子ども・子育て支援新制度について（平成30年５月）Ⅰ．子ども・子育て支援新制度の概要」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei1.pdf））。

問題　138	正答　1

1　**適切**。児童養護施設は，保護者のない児童（乳児を除く。ただし，安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には，乳児を含む。），虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて，これを養護し，あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である（児童福祉法第41条）。E子がネグレクトを経験しており，保護者による養育が困難である環境であるといえることから，児童養護施設の利用を検討することは適切である。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，pp.216～219，厚生労働省「児童養護施設運営指針」pp.4～5）

2　**適切でない**。自立援助ホームは，児童福祉法第６条の３に位置づけられている児童自立生活援助事業であり，児童養護施設や児童自立支援施設等の退所児童の社会的自立を促進することを目的としている。E子は現在在宅であること，年齢もまだ11歳であることから，社会的自立を目指す自立援助ホームは適切ではない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，pp.225～226，厚生労働省「自立援助ホーム運営指針」p.5）

3　**適切でない**。児童自立支援施設は，「不良行為をなし，又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ，又は保護者の下から通わせて，個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い，その自立を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第44条）であり，E子は不良行為などの課題や生活指導を要する状況にはないことから，適切ではない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，pp.219～220，厚生労働省「児童自立支援施設運営指針」p.5）

4　**適切でない**。母子生活支援施設は「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて，これらの者を保護するとともに，これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。母子での施設への入所にあたる事例ではないことから，母子生活支援施設は適切とはいえない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，pp.204～205，厚生労働省「母子生活支援施設運営指針」pp.4～5）

5　**適切でない**。児童心理治療施設は，家庭環境，学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を，短期間入所させ，又は保護者の下から通わせて，社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である（児童福祉法第43条の２）。E子は精神的に不安定な状況にあるとはいえ，社会適応が困難な状況になってはおらず，治療を要する状況であるともいえないことから，利用する機関としては適切ではない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.221，厚生労働省「情緒障害児短期治療施設（現・児童心理治療施設）運営指針」p.5）

問題　139	正答　2，5

1　**誤り**。2016年（平成28年）の合計特殊出生率は1.44となっており，1.58を下回る。2005年（平成17年）に過去最低の1.26まで落ちこんだ後，近年は微増減で推移している。

（内閣府『平成30年版 少子化社会対策白書』p.6）

2　**正しい**。厚生労働省の統計によれば，2017年（平成29年）の出生数は94万6065人であった。2016年（平成28年）には97万6978人となり，初めて100万人を割っている。

（内閣府『平成30年版 少子化社会対策白書』p.6）

3　**誤り**。2015年（平成27年）の国勢調査の結果に基づいて出された推計によると，男性のほうが生涯未婚率が高く，2015年（平成27年）時点で男性23.4%，女性

14.1%であり，いずれも上昇している。内閣府は，これまでの未婚化，晩婚化の流れが変わらなければ，今後も未婚割合の上昇は続くと指摘している。

（内閣府『平成30年版 少子化社会対策白書』p.14）

4　**誤り**。2014年度（平成26年度）に内閣府が実施した「結婚・家族形成に関する意識調査」によれば，子育ての不安要素を尋ねる問に対して，「経済的にやっていけるか」（63.9%）に次いで，「仕事をしながら子育てすることが難しそう」が51.1%となっているなど，経済的な不安のみならず，仕事と子育ての両立をはじめ，子育てに伴うさまざまな負担についての不安が示された。「保育サービスを利用できない」は10.1%となっている。

（内閣府『平成30年版 少子化社会対策白書』pp.54～55，平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」報告書）

5　**正しい**。2015年（平成27年）3月に策定された新たな「少子化社会対策大綱」は，従来の少子化対策の枠組みを越えて，2010年（平成22年）に策定された「少子化社会対策大綱（子ども・子育てビジョン）」を見直したもので，取組みとして新たに「結婚」の支援を加えた。なお，「子育て支援策の一層の充実」「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」「多子世帯へ一層の配慮」「男女の働き方改革」「地域の実情に即した取組強化」を大綱の5つの重点課題として設けている。

（内閣府『平成30年版 少子化社会対策白書』pp.38～40，内閣府「少子化社会対策大綱」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika_taikou2.pdf））

問題　140	正答　3

1　**適切でない**。子育て短期支援事業は，保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について，厚生労働省令で定めるところにより，児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ，その者につき必要な保護を行う事業である（児童福祉法第6条の3第3項）。原則7日以内の利用が可能な短期入所生活援助（ショートステイ）事業に加え，保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで，家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において，その子どもを児童養護施設等において保護し，生活指導，食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業がある。事例では，今後の子育てに不安は抱えているものの，養育が一時的に困難となっている状況とはいえないことから，子育て短期支援事業の紹介は適切とはいえない。

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「ひとり親家庭等の支援について」（https://www.mhlw.go.jp/content/000532276.pdf））

2　**適切でない**。子どもの生活・学習支援事業は，学習支援，放課後児童クラブ等終了後の居場所の提供，調理実習や食事の提供（配食又は食堂の運営），その他の取組みを実施することにより，ひとり親家庭の子どもの学習支援・居場所づくりを行う事業である。事例では，Gさんの経済的な理由による不安が問題とされているため，現時点で同事業を紹介するのは適切とはいえない。

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「ひとり親家庭等の支援について」（https://www.mhlw.go.jp/content/000532276.pdf））

3　**適切**。高等職業訓練促進給付金は，母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条，第31条の10に規定があり，高等職業訓練促進給付金等事業では，「母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため，1年以上養成機関で修業する場合に，修業期間中の生活の負担軽減のために，高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに，入学時の負担軽減のため，高等職業訓練修了支援給付金が支給される」（厚生労働省ホームページ）とされている。対象資格の例として，看護師，介護福祉士，保育士，歯科衛生士，理学療法士等があげられており，Gさんが医療や介護系の資格を取得して自立したいとの希望を示している点からも，本事業の紹介は適切である。

（「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第3号）（https://www.mhlw.go.jp/content/000533577.pdf），厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html））

4　**適切でない**。児童発達支援センターは，児童福祉法第43条で，障害児を日々保護者の下から通わせて，訓練や治療を行うことを目的とする施設であり，対象は障害児である。Hちゃんには障害に関連する課題はないことから，適切とはいえない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.96）

5　**適切でない**。母子生活支援施設は，配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて，これらの者を保護するとともに，これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である（児童福祉法第38条）。GさんとHちゃんは，経済的な課題や不安を抱えている状況がうかがえるが，自立自体は現在はできていることから，施設入所での支援は優先される状況にはないといえる。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，pp.204～205）

問題　141	正答　2

1　**誤り**。要保護児童対策地域協議会は，2004年（平成16年）の児童福祉法改正により法制化された組織で，設置は努力義務とされている（同法第25条の２）。市町村等の地方公共団体における児童家庭相談体制の強化を目的とした協議会で，「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」では，対象児童として虐待を受けた子どもだけでなく，非行児童なども含む旨が記されている。要保護児童の早期発見や援助，保護を図るための関係機関との連携を担うものとされている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.256，厚生労働省「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05-01.html#03））

2　**正しい**。児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）第５条において，学校及び教職員は「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，児童虐待の早期発見に努めなければならない」と明記され，児童虐待を早期に発見し，虐待の被害を防止するための適切な対策をとり，児童・生徒の安全を確保するための役割が求められている。

（文部科学省「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書 平成18年５月））

3　**誤り**。児童虐待防止法第５条において，保育所などの児童福祉施設の職員には，児童虐待の早期発見に努めることが義務づけられ，児童虐待を発見したらすみやかに専門機関に通告（相談）することが必要である。保育所が児童虐待対応の担当機関として家庭訪問を行うのではなく，主には児童相談所，軽微な事例は市区町村の担当部署により，専門職員の関与による調査・診断・判定が行われ，それに基づいて援助指針を作成し援助が行われる。

（全国保育協議会「地域における児童虐待防止に向けて 全保協児童虐待防止キャンペーン 保育所の役割」，厚生労働省「児童相談所運営指針」（https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01.html））

4　**誤り**。児童虐待防止法第８条では，「市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第６条第１項の規定による通告を受けたときは，市町村又は福祉事務所の長は，必要に応じ近隣住民，学校の教職員，児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ，当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる」とともに，必要に応じて立ち入り調査や一時保護を行う旨を定めている。また，市町村では，生後４か月未満の子どもがいるすべての家庭を対象に保健師等が訪問する乳児家庭全戸訪問事業を実施している。2009年度（平成21年度）から要支援と思われる子育て家庭を対象に助産師や保健師による養育支援訪問事業も行っており，市町村も児童虐待防止の業務を担っている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.258）

5　**誤り**。オレンジリボン運動は，特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークによって進められている児童虐待防止活動である。虐待のない社会を築くことを目指して，子どもの虐待の現状を伝え，子どもの虐待をなくすことを呼びかけた運動で，全国的規模で進められている。

（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク「オレンジリボン運動について」）

問題　142	正答　1，3

1　**正しい**。児童福祉法第12条の４に「児童相談所には，必要に応じ，児童を一時保護する施設を設けなければならない」と明記されている。また，児童相談所運営指針にも児童相談所の基本的機能として，必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能について記されている。

（厚生労働省「児童相談所運営指針」，『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.90）

2　**誤り**。親が親権を濫用したり，著しく不行跡と認められたりする場合，児童相談所長は家庭裁判所に対し親権喪失の審判の請求を行うことができる（児童福祉法第33条の７）。審判は，家庭裁判所が行う。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.255）

3　**正しい**。児童福祉法第27条の都道府県の採るべき措置及び同法第32条第１項の児童相談所長への権限の委任に根拠を置き，また，児童相談所運営指針にある基本機能では，児童相談所は，子どもを児童福祉施設に入所させる，また，里親に委託する等の機能が明記されている。

（厚生労働省「児童相談所運営指針」，『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.90）

4　**誤り**。都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村は，それぞれ設置する福祉事務所の所轄区域内の妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により，入院助産を受けることができないと認められる場合において，その妊産婦から申込みがあったときは，助産施設において助産を行わなければならない（児童福祉法第22条）としていることから，助産の業務は児

童相談所が担うものではない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.138）

5　**誤り**。健康相談，保健指導，健康診査等は，地域保健法第18条の規定に基づき市町村に設置された市町村保健センターが実施している。そこでは，保健師，看護師，栄養士等が配置され，地域住民に対する健康相談，保健指導，予防接種や各種健診そのほか地域保健に関して必要な事業を行っている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版，p.93）

就労支援サービス

問題　143	正答　2

1　**誤り**。労働基準法第39条に年次有給休暇についての規定があり，①雇入れ開始日から６か月継続して勤務し，②その６か月間の全労働日の８割以上を出勤した場合には，原則として年10日の有給休暇が付与される。また，パートタイム労働者等の所定労働日数が少ない労働者については，年次有給休暇の日数は，所定労働日数に応じて比例付与されることとなっている。

（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「年５日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」p.3）

2　**正しい**。2019年（平成31年）４月施行の改正点である。労働基準法第39条第７項に基づき，年次有給休暇の日数のうち年５日は，使用者が時季を指定して取得させることが必要となった。本規定の対象は，年次有給休暇が10日以上付与される労働者である点が重要である。

（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「年５日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」p.5）

3　**誤り**。労働基準法施行規則第24条の６では，労働基準法第39条第７項に基づく年５日分の有給休暇の取得時季を指定するにあたっては，まず労働者の意見を聴取しなければならないこととなっている。

（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「年５日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」pp.5～６）

4　**誤り**。労働基準法第35条より休日については，毎週少なくとも１回の休日を与えなければならないと規定されている。なお，法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や，法定休日に労働させる場合には，労働基準法第36条に基づく労使協定を締結する必要がある。

（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」p.3）

5　**誤り**。労働基準法第36条第４項に基づいて，時間外労働の限度時間は，原則として月45時間・年360時間を超えることは認められない。時間外労働の上限に関する規制の規定は，大企業が2019年（平成31年）４月から，中小企業は2020年（令和２年）４月から適用される。

（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」p.4）

問題　144	正答　4

1　**誤り**。生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業は，福祉事務所設置自治体による任意事業である。必須事業は，自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給である。

（『社会福祉学習双書2019⑩社会福祉援助技術論Ⅱ』全国社会福祉協議会，2019年（以下『社会福祉援助技術論Ⅱ』全国社会福祉協議会），p.247，厚生労働省「生活困窮者自立支援制度の動向」2017年，p.1）

2　**誤り**。就労準備支援事業は，１年を超えない期間で行われ，就労に準備を要する者を対象に，生活習慣の形成や社会的能力の習得，就労体験や就職活動に向けた知識・技術の獲得等，一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を，計画的かつ一貫して支援する事業である。

（『社会福祉援助技術論Ⅱ』全国社会福祉協議会，p.247，『新・社会福祉士養成講座⑱就労支援サービス（第４版）』中央法規出版，2016年（以下『就労支援サービス』中央法規出版），pp.130～131）

3　**誤り**。認定就労訓練事業には，雇用契約を締結せず，訓練として就労を体験する段階（非雇用型）と，雇用契約を締結した上で，支援付きの就労を行う段階（雇用型）との２つが想定されている。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.130～132）

4　**正しい**。生活保護受給者や生活困窮者，児童扶養手当受給者等を対象とした生活保護受給者等就労自立促進事業では，福祉事務所等に公共職業安定所（ハローワーク）の就職支援ナビゲーターが定期的に巡回し相談に応じたり，ハローワークの常設窓口を設置したりといったワンストップ型相談支援体制の整備を進めている。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.104～107）

5　**誤り**。就労自立給付金の算定対象となる期間は，保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前６か月間である。その期間の就労収入から算定して，安定就労の機会を得たことなどにより保護廃止に至ったときに給付金を支給する制度である。現金として積み立てておくのではない点に注意が必要である。

（厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料」2019年，p.47，厚生労働省「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会（第１回）資料 生活保護受給者に対する就労支援の状況について」2018年，p.11）

問題　145	正答　1

1　**正しい**。第５期障害福祉計画は，2018年度（平成30年度）から2020年度（令和２年度）までの３か年の計画である。国の基本指針において具体的な成果目標として，①一般就労への移行者数を2016年度（平成28年度）の1.5倍にすること，②就労移行支援事業利用者が2016年度（平成28年度）の２割増，③一般企業への移行率３割以上の就労移行支援事業所を全体の５割以上，④就労定着支援１年後の就労定着率が８割以上となることを目指すことなどが記載されている。なお，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条～第89条の２より障害福祉計画は国の基本指針に即して定められることとされている（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年３月31日厚生労働省告示第116号））。

2　**誤り**。就労定着支援は，就労移行支援による職場定着支援の義務期間である６か月を経過した後，引き続き就労の継続を図るために，企業，障害福祉サービス事業者，医療機関等との連絡調整や就労に伴う環境変化により生じた生活面・就業面の課題解決等に向けて必要な支援を行う障害福祉サービスである。そのため，一般就労後６か月までは，就労移行支援事業として定着支援が行われる。

（厚生労働省「就労定着支援の円滑な実施について」（平成30年７月30日障障発0730第２号）

3　**誤り**。就労継続支援Ａ型には，利用期間の制限は設けられていない。２年以内の標準利用期間の制限が設けられているのは就労移行支援である。なお，2018年（平成30年）３月以前は65歳以上は利用不可だったが，同年４月より，65歳に達する前５年間に障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で，65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型の支給決定を受けていた者は，就労継続支援Ａ型について引き続き利用することが可能となった。

（『就労支援サービス』中央法規出版，p.46）

4　**誤り**。就労定着支援事業の月１回以上の企業訪問は努力義務であり，義務ではない。

（厚生労働省「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」p.11）

5　**誤り**。就労定着支援のサービスの対象者は，生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を利用して企業等に一般就労した障害者である。特別支援学校から直接に就労した障害者は対象に含まれない。

（厚生労働省「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」p.6）

問題　146	正答　3

1　**適切でない**。Ｌさんが復職を果たした現状において，就労の継続の可能性や，職場で困難となっている課題点を明確にすることのほうが生活保護の申請を考えることより優先される。なお，生活保護の申請は，世帯単位の原則（生活保護法第10条）が適用されるため，Ｌさんの妻の収入等も考慮して検討する必要がある。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.168～175）

2　**適切でない**。人事担当者のＫさんから相談を受けた段階であり，まずはＬさんとの関係を構築し，職場でのサポート等に対するニーズがあるかを把握する必要がある。また，医療機関との連携は重要であるが，病状や復職の経緯についても，Ｌさんから直接話を聞くことが優先である。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.168～171）

3　**適切**。直接Ｌさんに会い，具体的な業務内容や，上司の指示の出し方，Ｌさんの業務における課題点等について確認をする必要がある。その上で，今後の方針を検討することが求められる。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.168～171）

4　**適切でない**。すでに復職しているため，優先すべき事項は，職場における業務遂行の状況の把握である。今後，支援に対するニーズがある場合には，障害福祉サービスを含めたさまざまな支援内容や方法を検討する。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.168～171）

5　**適切でない**。業務の遂行についてＬさん自身が困難を感じているかは不明である。そのため，訪問した時点で職業評価を申し出ることは適切ではない。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.168～171）

更生保護制度

問題　147	正答　3

1　**誤り**。更生保護制度は，施設内ではなく，社会内において犯罪者等が再び犯罪等を行うことを防ぐための処遇を行うものである（更生保護法第１条）。

（『新・社会福祉士養成講座⑳更生保護制度（第４版）』中央法規出版，2017年（以下『更生保護制度』中央法規出版），pp.8～９，『更生保護制度――司法福祉（第３版）』弘文堂，2017年（以下『更生保護制度』弘文堂），p.20）

2　**誤り**。少年法の目的は「少年の健全な育成を期し，非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに，少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」であり，少年を「二十歳に満たない者」であると規定している（少年法第１～３条）。

（『更生保護制度』弘文堂，p.16）

3　**正しい**。保護観察は，対象者の改善更生を図ることを目的として，指導監督及び補導援護を行うことにより実施される（更生保護法第49条）。この指導監督と補導援護は，保護観察官と保護司が協働で行い，指導監督は権力的・監督的な性格を，補導援護は援助的・福祉的な性格を有する。

（『更生保護制度』中央法規出版，pp.24～26，『更生保護制度』弘文堂，pp.36～38）

4　**誤り**。保護観察処分少年の保護観察期間は原則20歳までであるが，保護観察を行った結果，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときには，保護観察期間満了前に保護観察を一時的又は終局的に終了させる措置がとられる。この措置のことを良好措置という（更生保護法第69条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.26，『更生保護制度』弘文堂，pp.34～35）

5　**誤り**。更生緊急保護は，対象者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後６か月を超えない範囲内で，その意思に反しない場合に行うものである。ただし，その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは，さらに６か月を超えない範囲で行うことができる（更生保護法第85条第４項）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.44，『更生保護制度』弘文堂，p.45）

問題　148	正答　2

1　**誤り**。保護観察官は，地方更生保護委員会の事務局及び保護観察所に配置され，犯罪者及び非行少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事している（更生保護法第31条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.62，『更生保護制度』弘文堂，p.74）

2　**正しい**。更生保護法第32条に規定されている。保護司は保護観察官と役割を分担することにより，①保護観察に付されている者の指導監督・補導援護，②刑事施設又は少年院に収容されている者の生活環境の調整，③犯罪予防活動など，幅広い領域の事務に従事している。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.66）

3　**誤り**。犯罪予防活動は，保護観察官のみでなく保護司も担当する。保護観察所の所掌事務として「犯罪の予防を図るため，世論を啓発し，社会環境の改善に努め，及び地域住民の活動を促進すること」が定められ（更生保護法第29条第１項第２号），保護司の使命としても「犯罪の予防のため世論の啓発に努める」ことが規定されている（保護司法第１条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.57）

4　**誤り**。選択肢に記述されたような法的な規定はない。実際に，更生保護施設は2018年（平成30年）４月１日現在全国に103か所あり，運営主体の内訳は更生保護法人100か所，社会福祉法人１か所，特定非営利活動法人１か所，一般社団法人１か所である。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.68）

5　**誤り**。地域生活定着支援センターは，厚生労働省が行う地域生活定着促進事業に基づく施設であり，都道府県が直営ないしは委託により設置している。同センターでは，保護観察所と連携し，高齢又は障害のある福祉的支援が必要な矯正施設退所者に対して，退所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援等を行っている。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.96）

問題　149	正答　1，4

1　**正しい**。家庭裁判所が行う保護処分では，①保護観察，②児童自立支援施設・児童養護施設送致，③少年院送致のいずれかの措置がとられる（少年法第24条）。

（『更生保護制度』弘文堂，p.9）

2　**誤り**。BBS会は，青年ボランティア団体であり，保護観察所が組織運営しているわけではない。非行少年や社会不適応少年のいない，犯罪や非行のない明るい社会の実現を目的に，兄や姉のような身近な存在として少年たちの自立支援のための活動等を行う。

（『更生保護制度』中央法規出版，pp.74～75）

3　**誤り**。地方更生保護委員会は，少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったと認めるときは，少年院に戻して収容する旨の決定を申請することができるが，実際に決定を行うのは家庭裁判所である（更生保護法第71条及び第72条第１項）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.32）

4　**正しい**。少年院では，家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し，社会不適応の原因を除去し，健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行っている（少年院法第１条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.88）

5　**誤り**。児童相談所では，触法少年及びぐ犯少年について，専門的な観点から判断して家庭裁判所の審判に付することが少年の福祉を図る上で適当と認められる場合には，家庭裁判所に送致する（少年法第３条第２項）。

（『更生保護制度』弘文堂，p.101）

問題　150	正答　1，5

1　**正しい**。心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）第１条において，同法の目的を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の病状の改善及び同様の行為の再発の防止を図ることにより，その社会復帰を促進すること」であると定めている。

（『更生保護制度』中央法規出版，pp.104～105）

2　**誤り**。精神保健参与員ではなく，精神保健審判員である。検察官から地方裁判所に対して，医療観察法による処遇の要否及びその内容の決定を求める申立てがなされた場合には，対象者に医療観察法による医療を受けさせる必要があるか否か等を，裁判官と精神保健審判員（精神科医）からなる合議体によって決定する。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.107，『更生保護制度』弘文堂，p.140）

3　**誤り**。地方裁判所において対象者に医療観察法による処遇の要否等を決定するにあたっては，必要に応じて，精神保健審判員ではなく精神保健参与員の意見を聴くことになっている。なお，精神保健参与員は，精神保健福祉士等の精神保健福祉の専門家である（医療観察法第36条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.107，『更生保護制度』弘文堂，pp.140～141）

4　**誤り**。地方裁判所での審判において指定入院医療機関での入院の決定を受け，入院治療を受けている対象者に対しては，その円滑な社会復帰を促進するため，保護観察所が生活環境調整を実施する。この場合の生活環境調整は，社会復帰調整官が行う（医療観察法第20条・第101条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.106・p.109）

5　**正しい**。精神保健観察とは，地域において継続的な医療を確保することを目的として，社会復帰調整官が，対象者の通院状況や生活状況を見守り，必要な助言指導等を行うものである。社会復帰調整官は，主に，①生活環境の調査，②生活環境の調整，③精神保健観察，④関係機関相互間の連携の確保を行う（医療観察法第19条・第20条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，pp.105～106）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 主催
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

第 32 回社会福祉士・第 22 回精神保健福祉士
国家試験対策用

受験対策 web 講座＆受験対策 PointBook

85% テキスト購入者の以上が
「受けてよかった！」
「満足できる内容！」
と太鼓判！（2018 年受講者アンケートより）

完全対応オリジナル
PointBook 完備！（別売）
見やすくなった動画と
PointBook の W 使いで
要点を網羅 !!!!

- 講義内容：60分程度／1科目
  講師は本連盟会員校の教員を中心としたスペシャリスト
- 配信時期：2019年10月ごろより順次
- PointBook発送時期：2019年10月上旬より順次
- 開講科目：社会福祉士・精神保健福祉士の試験科目全25科目
- 販売価格：3,900円（税・送料込）
- 配信方法：YouTubeでの無料配信
- 申込・詳細：http://www.jaswe.jp/webkouza/

絶賛配信中!!

みんなの「生きる」を

社会福祉法人

社会福祉法人って？

社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法にもとづき設立される、公益性の高い非営利法人です。

高齢者、子ども、障害者、生活困窮者など、さまざまな生活課題や福祉ニーズをもつ方がたの生活を支えています。

地域課題は私たちにお任せ！

地域福祉の担い手として、福祉サービスの利用者だけでなく、地域に暮らす人びとの「生きる」を支えています。

福祉の専門性やノウハウを活かし、社会福祉事業や制度にとどまらない、地域のニーズに応える取り組みを行っています。

たとえば…

- ✓ 子ども食堂
- ✓ 買い物支援
- ✓ 福祉教育

など

社会福祉法人の職員として、
一緒に地域の暮らしを支えましょう

社会福祉の魅力発信サイトもご覧ください！

ひとりひとりが 社会福祉 HERO'S
現場スタッフが発信するWEB

http://www.shafuku-heros.com

全国社会福祉法人経営者協議会

社会福祉士のネットワーク

公益社団法人日本社会福祉士会

Japanese Association of Certified Social Workers

皆さんは、これから多くの努力を経て社会福祉士国家資格を取得されようとしています。社会福祉士国家資格取得は、今の皆さんにとってはゴールのように思えるかもしれませんが、これから社会福祉士の道を歩む出発点、スタートラインといえます。

社会福祉士は、より良い相談支援ができるよう、知識・技術の向上に努める義務があります。社会福祉士としての専門性の向上を追求していく皆さんに、本会は職務に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上のために、研鑽を重ねることを支援する生涯研修制度を設けるとともに「認定社会福祉士」取得に向けたサポートも行っています。

入会金、年会費については、本会ホームページをご覧いただくか、ご入会を希望される都道府県社会福祉士会にお問い合わせください。入会資料は本会ホームページからも請求することができます。詳細は、「QR コード」から本会ホームページをご覧ください。

◆◇◆ 入会資料の請求先 ◆◇◆

公益社団法人日本社会福祉士会 事務局
〒160-0004 東京都新宿区四谷１－13 カタオカビル２階
TEL：03－3355－6541　FAX：03－3355－6543
E－Mail：info@jacsw.or.jp　URL：http://www.jacsw.or.jp/

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
学生会員制度 入会案内

★提供サービス・特典★

1．メールマガジンの発行（先輩の声や最新情報をお届けします！）

2．日本精神保健福祉士協会の構成員誌「ＰＳＷ通信」等の送付（２か月に１度／入会時以前のバックナンバーはまとめてお届けします！）

3．研修等の案内（参加費は学生会員特別価格！）

4．正会員入会時の入会金５，０００ 円免除！

（さらに 2020 年度入会の場合、生年月日が 1990 年４月１日以降の方は会費が２か年度で 15,000 円減額されます！※「会費の減免に関する細則」に基づく特例）

今すぐ全国の精神保健福祉士の先輩や情報とつながろう！資格取得後の正会員入会がお得になりますよ♪

ぜひ、学生の今から最新情報に触れる機会を！詳細とお申込みはウェブサイトからどうぞ →

★年会費★　2,000 円（４月から３月までの年度制。３月で自動的に卒会）

公益社団法人日本精神保健福祉士協会　事務局
TEL：03-5366-3152　FAX：03-5366-2993　E-mail:office@japsw.or.jp
URL：http://www.japsw.or.jp/

公益社団法人日本医療社会福祉協会

～ご存知ですか、医療機関等には医療ソーシャルワーカーがいます～

患者・家族が求める医療は身体の治療だけではありません。

入院・退院・転院の支援、治療費の相談、就労の相談など「病気になったらこんな心配も‥」という分野を私たち医療ソーシャルワーカーが相談にのって解決のお手伝いをしています。

受験生のみなさまも社会福祉士国家試験に合格し医療分野に就職しましたら、当協会に入会して専門職としての知識を高め、人的ネットワークを築こうではありませんか。

また、資格取得前でも賛助会員（個人）として入会していただくこともできます。

まずは、当協会のホームページをご覧ください。

【ウェブサイト】http://www.jaswhs.or.jp

≪賛助会員入会募集中≫

社会福祉士の資格取得後に正会員に移行することができます

年会費：11,000 円（入会金無し）　個人賛助会員になると協会ニュースの購読、研修への参加が可能です。

〒162-0065　東京都新宿区住吉町 8-20 四谷ヂンゴビル 2F
ＴＥＬ　03-5366-1057　ＦＡＸ　03-5366-1058　E-mail：jaswhc@d3.dion.ne.jp

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2019年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験

〒108-0075 東京都港区港南４丁目７番８号　都漁連水産会館５階

（模試専用ホームページアドレス）

https://www.spw-mosi.com/exam/